

水産政策審議会資源管理分科会  
第118回議事録

水産庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会第118回資源管理分科会  
議事次第

日 時：令和4年5月24日（火）13:00～17:28

場 所：A P市ヶ谷 会議室B

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

- 諮問第387号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（まあじ、まさば及びごまさば太平洋系群並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の別紙2の変更等）について
- 諮問第388号 特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について
- 諮問第389号 特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）等9国際資源）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について
- 諮問第390号 漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について
- 諮問第391号 海洋水産資源開発促進法に基づく海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の策定について
- 諮問第392号 内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第42条第1項及び第46条第2項並びに内水面漁業の振興に関する法律施

## 行規則第9条の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について

### 【審議事項】

- ・第6回及び第7回資源管理手法検討部会の結果について

### 【報告事項】

- ・新たな水産基本計画の概要について
- ・太平洋クロマグロの資源管理について
- ・国の留保からの配分等について
- ・漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について
- ・外国人による遊漁（ひき縄づり）について

### 【その他】

## 3 閉 会

○管理調整課長 それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから第118回資源管理分科会を開会いたします。

本日、事務局を務めます管理調整課長の坂本でございます。

初めに、4月1日付けで水産庁幹部の異動がございましたので、御紹介させていただきます。廣野増殖推進部長でございます。一言よろしく申し上げます。

○増殖推進部長 増殖推進部長を拝命しました廣野です。引き続きよろしく願い申し上げます。

○管理調整課長 ありがとうございます。

初めに御案内ですが、本日の会場は皆様の目の前にマイクが設置されておりません。御発言の際には事務局の方でマイクをお持ちしますので、挙手いただき、それから御発言をお願いいたします。

また、ウェブ会議で御出席の方におかれましては、Webexのマイク機能をオンにして御発言ください。それ以外のときは、ミュートの状態にさせていただくようお願いいたします。音声途切れることがあるかもしれませんので、その場合は画面左のチャット機能などで事務局までお知らせください。

それでは、委員の出席状況について御報告します。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日、分科会の委員は、ウェブ出席を含めまして10名中9名の方に御出席いただいております。定足数を満たしておりますので、本日の分科会は成立しております。また、特別委員はウェブ会議を含めまして16名中9名の方に御出席いただいております。

次に、配付資料の方でございます。

資料は大部にわたっておりまして、資料の1から資料の13までございます。資料の漏れ等ございましたら、事務局の方まで御連絡いただければと存じます。

ここまででカメラ撮りの方は終了させていただきますので、御協力の方をお願いいたします。

それでは、議事の進行を田中分科会長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○田中分科会長 本日は、諮問事項が6件、審議事項が1件、報告事項が5件でございます。案件が多く、途中、休憩を挟みながら、夕方まで要する見込みでございます。議事進行への御協力をよろしく願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いたします。

それでは、早速ですが、これより諮問事項に移ります。

まず諮問第387号、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（まあじ、まさば及びごまさば太平洋系群並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の別紙2の変更等）についてです。

では、事務局から説明をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 本年4月1日付けで資源管理推進室長を拝命いたしました永田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、まず諮問文を読み上げます。資料2-1です。

4水管第542号

令和4年5月24日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（まあじ、まさば及びごまさば太平洋系群並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の別紙2の変更等）について（諮問第387号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第5項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙1のとおり改正したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、改正後は、まあじ並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の漁獲可能量に関する令和4管理年度における漁獲可能量の変更に係る配分及び留保からの配分等について、別紙2の取扱いとしたいので、漁業法第15条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

次のページ以降に別紙1として告示の案、新旧対照表の形のものがございます。

改正の概要につきましては、この資料のつづりの13ページ、資料2-2に基づいて説明をさせていただきます。13ページを御覧ください。

今回の改正事項としまして主な点、1から4までございます。順番に説明してまいります。

14ページを御覧ください。

改正事項の1「法第21条の漁獲割当割合の移転及び同法第22条の年次漁獲割当量の移転の申請に係る添付書類の省略について（大臣管理区分に限る。）」というものです。

これは手続の簡素化というところが趣旨でございます。漁獲割当割合の移転ですとか年次漁獲割当量の移転の申請時に提出することと、添付することとされている書類について、多くのものはこの手続に先んじて許可の申請ですとか、あるいは年次割当数量の場合、同じ管理年度の間で複数回、移転の申請というものが想定されます。そのような場合に、既に同一管理年度において同じ書類を提出している場合には、これを省略できるとするものでございます。

資料の16ページを御覧ください。

改正事項の2でございます。「資源管理基本方針の、「別紙2-5 まあじ」及び「別紙2-16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」について、国の留保からの配分方法を追加する改正」でございます。

漁獲可能量による管理を行う特定水産資源の「まあじ」「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」について、TACを都道府県及び大臣管理区分に配分するとともに、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊に対応するため、留保枠を設けております。

従来、この2資源につきましては、いわゆる「75%ルール」というものが設けられていましたが、それに加えて、今般、数量明示で配分を受けている島根県、山口県、長崎県、鹿児島県及び大臣管理区分の大中型まき網漁業から、当事者間での合意が整った場合に、

合意に基づく国の留保からの配分を可能とする規定を設けてほしいというような要望がございました。そして、このような体制が整ったということで、TAC管理に柔軟性を持たせるために有益な仕組みと考えられるので、このような配分方法を追加するというものでございます。

同じような方法での追加は、ズワイガニ日本海系群のA海域とマイワシの対馬暖流系群には既にあるところがございます、同様なものを加えるというところがございます。

次、17ページを御覧ください。改正事項の3でございます。「資源管理基本方針の、「別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群」の大中型まき網漁業における漁獲割当てによる管理に係る規定の改正」ということで、これは(1)から(3)まで次のページにわたって書いております。

まず(1)につきましては、漁獲割当割合の設定基準についてでございます。従来、基本方針にはこの規定が書かれていなかったんですけれども、ほかの通知で同様の基準を設けて前年度は運用してきたところがございますが、今般、内容を変更するものではないですが、基準をこの基本方針の中に書き込むということでの改正でございます。

次のページの(2)を御覧ください。ちょっとここは、なかなか文字を読んでも分かりづらいかもしれませんが、漁獲割当割合を設定するに当たっての漁獲実績について、基準期間の途中で船を替えた場合の取扱の規定ですけれども、「適用する期間の拡大」と「適用する船舶の拡大」ということでございます。

アの方は、基準期間の終わった後、申請までの間に代船、船を替えていた場合に、申請時に使用している船については実績がございませんが、その前の被代船での実績を認めるように、適用する期間を拡大するというものでございます。

イにつきましては、同様にその基準期間が終わってから代船を行っている場合で、基準期間内に許可の承継等があった場合についても、これまで適用されるという規定がなかったもので、それを加えるというものでございます。

また、(3)につきましては、割当割合の設定者の資格の追加でございます。従来は、大中小型まき網漁業の許可を受けた者、それと試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けた者、いわゆる「もうかる漁業」「がんばる漁業」のことですけれども、これに加えて何らかの理由によって、起業の認可となっている場合、許可を受けた使用する船が何かの事情により使えなくなってしまった場合、起業の認可になっているわけですけれども、そのような場合も申請者の資格として認めるという内容の改正でございます。

続きまして、改正事項の4番目、19ページです。これは「別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群」の漁獲可能量の大臣管理区分への配分の基準の見直し」ということで、大臣管理区分の中で、大中型まき網漁業への配分の中で、漁獲割当てにより管理を行う管理区分、IQ管理を行う部分と漁獲量の総量管理を行う区分への配分についてでございます。

現在の規定では、平成29年から令和元年の3か年の漁獲実績の平均値に基づく比率を用いるということ、直近3年ということ、この平成29年から令和元年ということを書いてございますが、これを令和4管理年度以降においても直近3年ということ、スライドさせていくという形で、令和4管理年度は平成30年から令和2年の漁獲実績の平均値に基づく比率を用いるという内容の改正でございます。

今、主な改正事項について御説明いたしました、このほか、修辭的な修正ですとか必要な附則の規定も併せて行うということにしているものでございます。

なお、この改正につきましては、パブリックコメントの手続を4月23日から5月22日まで実施いたしました。寄せられた意見は1件でございます、内容に直接関わるものではございませんでしたことを、御報告いたします。

また、今後、省内の手続において修正が入る可能性もございますが、原案に大きな変更が生じることとなった場合は再度分科会に諮問いたしますが、軽微な変更につきましては分科会長御了解の下に修正をしたいと考えておりますので、この点につき御了解いただければと思います。

続いて諮問の、「また」以降の部分に関係するところでございます。

資料は、別紙2を御覧ください。11ページでございます。「漁獲可能量の変更に係る配分及び留保からの配分について」でございます。先ほど基本方針の改正の説明をいたしました、その改正事項の2に関連するものでございます。

農林水産大臣の裁量によらない機械的なものについて、こういう場合はこういう形で国の留保から追加配分をしますということ、あらかじめ分科会にお諮りした上で、変更した数量については事後報告とさせていただいているものがございますが、今回、留保からの配分ということで、まあ並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群について、数量明示での配分を受けている関係者の合意に基づくものというものを加えさせていただきたいと思っております。

これにつきましても、数量の変更の具体的な数字については事後報告とさせていただきます

たいというものでございます。

説明は以上でございます。

○田中分科会長 ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

これはウェブの方かな。では、井本委員、どうぞ。

○井本特別委員 ありがとうございます。山陰旋網の井本でございます。

御説明ありがとうございました。I Q割当量の移転申請に係る手続の見直しということで発言させていただければと思います。

大中型まき網漁業では、昨年漁期から太平洋系のサバ類で、今漁期からは日本海のクロマグロ、また道東沖マイワシについて相次いでI Q管理が開始されます。I Q制度では各船団に割り当てられた数量を1キロでも超過すると法律違反となりますので、漁業者も、私たち業界団体としても大変な緊張感を持って準備を進めているところでございます。

今回御提案いただいている漁獲割当量等の移転に関する添付書類の省略については、漁業者の負担軽減になるだけではなくて、I Qの効率的な運用につながるものでもございますので、まずこういった御配慮を頂いたことに深く感謝申し上げます。

中でも、これからの日本海の大中まき漁業のクロマグロの漁獲に関しましては、近年の資源の回復で1回の操業で50トン以上漁獲される場合もございますので、これまでもT A Cを遵守するために小さな群れを選んで漁獲する等の努力を我々も行ってまいりました。

こういった状況の中で今年から始まる各船団へのI Qについては、平均が160トン。少ない船団に関しましては40トン以下となっております。漁獲状況や枠の残量に応じて船団間の割当量の移転が迅速に行われられない場合、全体としては大幅なT A Cの獲り残しでございますとか船団個別としてはI Qの超過が生じることになるのではないかと関係者、懸念しております。

I Q制度が円滑に実施されるよう私たちも細心の注意を払ってまいりますので、制度導入が逆にT A Cの効率的かつ効果的な運用を阻害することにつながらないように、国におかれましては今後も割当量移転手続の迅速化を始め、各漁業の実態に即した資源管理と漁業収益の向上の両方が成り立つように制度運用の柔軟な改善に引き続き御尽力いただければと存じます。

私からは以上です。ありがとうございました。

○田中分科会長 ありがとうございます。水産庁の方は要望を承ったということでよろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 ページ数で18ページでございます。(2)の「廃止代船又は沈没代船」という文言がございます。

本来、「沈没」という文言が出てきます。海難事故で沈没したというふうに捉えるのが一般的だと私は思いますが、海難事故を想定したような文章の書き方というのはどういうことなのか。本来であれば、安全というものをきちんと担保した上での操業ということではないのかと私は思います。そうであれば、この「沈没」という文言に換えて、「海難事故による廃船代船」と、こういうことではないのでしょうか。「沈没」ということになる、どうも私どもは悲惨な海難事故とイコールになりますので、この辺の文言の使い方というのは十分注意していただければ有り難いというように思います。

以上です。

○田中分科会長 水産庁、どうですか。

○資源管理推進室長 今、高橋委員から御意見を頂きました。この「沈没代船」という言葉ですけれども、漁業法にある文言ということで、ここでの説明資料では使用していますが、決してあらかじめ沈没を想定してということではなく、もちろんそういうことが、海難事故はあってはならないことではございますが、万が一そういうことがあった場合に対応できる仕組みということです。もちろん沈没があるという前提でということではございませんので、御理解を頂きたいと思えます。

○田中分科会長 法律にある言葉をそのまま使ったということだそうですね。

○高橋特別委員 法律用語と言われる、法の45条という、それは理解をいたしますけれども、一般的にこういう文言が出てくると、沈没をしたことを想定をしたような書き方に、受け取る側はそのような形で受け取るのではないかと私は思います。

そういう意味で、今言われたことをきちんと説明できるような体制を作っていただくか、それから将来的には、やはりこういう「沈没」というような文言というのはできるだけ避けていただきたいという要望だけをしておきます。

以上です。

○田中分科会長 では、これは要望を承ったということでよろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。ウェブも大丈夫ですか。

ほかにはないようでしたら、諮問第387号につきましては、原案どおり承認していただい

たということでしょうか。

異議がないということですので、そのように決定いたします。ありがとうございます。

それでは、次に諮問第388号、特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等についてに移ります。

ちょっと長くなりますけれども、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 続きまして、私、永田から、まず御説明させていただきます。

資料3-1を御覧ください。諮問文を読み上げます。

4水管第543号

令和4年5月24日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問第388号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太

平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部)に関する令和4管理年度における漁獲可能量等を別紙1のとおり定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域並びにずわいがにオホーツク海南部に関する令和4管理年度における漁獲可能量の変更に係る配分、留保からの配分及び数量の融通等について、別紙2の取扱いとしたいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

それでは、魚種ごとに区切って御説明を進めさせていただきます。

最初にさば、次にずわいがにの順で、資源評価結果とTACの設定及び配分について御説明し、御審議いただくという形で進めさせていただきたいと思います。

まず、まさば及びごまさばの各系群の資源評価結果について水産研究・教育機構から御説明いただきます。福若部長、お願いいたします。

○水産機構浮魚資源部長 どうもありがとうございます。水産研究・教育機構の福若です。どうぞよろしくお願いいたします。

私から、さば類の資源評価の結果を御説明させていただきます。

資料の3-2、この資料3の13ページ目を御覧ください。

まず、マサバの太平洋系群に関しての説明です。

この系群はサバの太平洋側に分布する系群ですが、この系群の漁獲量や資源量は漁期年(7月から翌年6月)の数値で表しております。

上のスライド、図1を御覧ください。これはマサバ太平洋系群の分布図なんですが、先ほど申しましたように、マサバの太平洋に分布する群れ。産卵場は、日本の太平洋南岸に形成されております。

図2を御覧ください。漁獲量の推移を示しております。

2013年以降は増加傾向を示しておりまして、2020年の漁獲量は43.7万トン。ちなみに、この2014年以降の漁獲量には日本に加えて中国とロシアの漁獲量を含んでおります。

その右の図、図3を御覧ください。これは、資源量と年齢別漁獲尾数を示した図ですが、資源量はこのオレンジ色の線グラフ、年齢別漁獲尾数は積み上げの棒グラフで示しており

ます。0歳は青色、1歳は緑色を中心に構成されております。この2020年の資源量は555万トンでございました。

下のスライドを御覧ください。左の図です。図4、再生産関係を示しております。この再生産関係というのは、親魚量と加入量。0歳での資源量ですけれども。親魚量と加入量の関係を示したものです。真ん中の青い線で示しているのがホッケー・スティック型の再生産関係であります。この図の右の上の方に「2018」というのがぼんと飛び出ておりますが、近年では、この2018年の加入量は極めて多くなっております。

では、次に右の図の図5を御覧ください。これは管理基準値を示しております。このカーブの一番上、一番大きくなったところが最大持続生産量、「MSY」と呼ばれるものです。これが37.2万トン。それを実現する親魚量。これは、そのカーブが一番大きくなったところをどんと一番下に示した緑の矢印なんですけど、緑の矢印が横軸とぶつかったところ、これが154.5万トン、これが目標管理基準値となっております。

下の表を御覧ください。2020年漁期の親魚量は132.8万トン。これは限界管理基準値を上回って、目標管理基準値を下回るという状況でございます。

次のページを御覧ください。上のスライドを御覧ください。左の図は資源状態を表す神戸プロットです。横軸も縦軸も「1」のところちょうどMSYを実現する水準となっております。横軸には親魚量、縦軸には漁獲圧を示しております。

ちょうど真ん中の下の辺りに2020年の漁獲圧と親魚量のプロットがあります。2020年の漁獲圧はMSYを実現する水準に近く、親魚量はMSY水準よりもやや少ないという状況になっております。

右の図、図7は漁獲管理規則を示しております。上の図を御覧ください。MSY水準の漁獲圧、 $F_{msy}$ に乗じる調整係数、 $\beta$ を0.9とした場合の黒い線、黒い実線で漁獲管理規則が示されております。

次の下のスライドを御覧ください。図8では、この漁獲管理規則に基づく将来予測結果を示しております。0.9掛ける $F_{msy}$ で漁獲を継続することによって、漁獲量、これは右の図ですけれども、それから親魚量、これは左の図です。これらは親魚量、漁獲量も目標管理基準値付近で推移するというふうに期待されております。

次のページを御覧ください。上のスライドでは、先ほどの将来予測を表にしたものでございます。これは先ほど $\beta$ を0.9にした漁獲管理規則ということを示しましたが、それはこの赤い枠で示しております。下の表の赤い枠の「2022年」のところを御覧ください。

平均漁獲量は49.9万トンとなっております。これがABCとなります。

上の表を御覧ください。この赤い枠の一番右端のところに黄色く塗ったところがございます。これが赤い枠の横が56%になっております。これは2030年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率ということで56%。50%を上回っております。

次の下のスライドを御覧ください。これは各漁期の評価年度別の親魚量を示したものです。この表の列は漁期を示しております。横は評価年度を示しております。この赤い数字を示したのは、これは当該漁期年のABC計算時の親魚量の予測値を示しております。その下側にある数字というのは、次年度以降の評価で計算された親魚量の推定値を示しております。2020年・21年の漁期の赤の数字から黒の数字に移ったところに、数字が小さくなっております。これは2016年漁期の加入量の下方修正と、2021年評価以降における年齢別成熟割合の変更によるものでございます。この年齢別成熟割合というのは、マサバの成長が悪くなって、成熟が遅れてきたということを計算に組み込んでおります。

その右の図は、そのずっと将来にわたって管理開始から10年後には目標管理基準値に近づいていくということが期待されるということを示しております。

では、次のページを御覧ください。

今度はゴマサバ太平洋系群の御説明をさせていただきます。資料3の17ページ目です。

上のスライド、分布図ですが、マサバよりも暖かい所を好むと言われております。

図2、漁獲量は2012年以降減少傾向で、2020年の漁獲量は4.4万トンとなっております。

左の図、資源量ですが、2020年の資源量は11.0万トンでした。

下のスライドを御覧ください。ゴマサバ太平洋系群の再生産曲線、図4です。この図4、先ほどのマサバと同様に、親魚量と加入量の関係です。マサバと異なりまして、この青い線はリッカー型の再生産曲線を示しております。2015年、それから2017年、2020年、この左下の方のプロットですが、これの加入量は非常に少ないことが連続しております。この加入量の低下原因については、我々は今のところ不明と考えております。我々の研究機関間の議論の中では、2017年以降の黒潮大蛇行の影響も指摘されているところですが、今のところは不明ということになっております。

右の図ですが、管理基準値。最大持続生産量(MSY)は10.5万トン、目標管理基準値は15.8万トン、2020年漁期の親魚量は6.0万トンで、限界管理基準値を上回り、目標管理基準値を下回っております。

次のページを御覧ください。上のスライド、神戸プロットでございます。2020年のプロ

ットは図の左側の方にありますが、2020年漁期の親魚量はMSY水準より少なく、漁獲圧はMSY水準より高くなっております。

右の図、漁獲管理規則はマサバと同じでございます。

次、下のスライドを御覧ください。これは将来予測を示したもののなんですが、ゴマサバ、最近加入量が非常に低いということが継続しておりますので、今後少なくとも数年は低加入が続く可能性が高いと考えまして、このような将来予測を示しております。

左の図、これは親魚の将来予測、右の図は漁獲量の将来予測です。左の図のように、右の図もそうなんですが、今後低加入が続くと資源の回復は非常に遅れるということを示しております。

次のページを御覧ください。上のスライドです。これは、先ほどの図のものを表に示したものです。この図の下の表の2022年の赤枠で囲ったところ、2022年の平均漁獲量は1.0万トン、これがABCとなります。2030年、上の表の一番右のところ、2030年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は0%と予測されております。ただし、ここの表で示したのは、最近の低水準の加入が2021年以降2030年まで10年間も継続するとして将来予測を示したもので、これは我々としては悲観的過ぎるシナリオだというふうに考えております。

では、次の下の方のスライドを御覧ください。これは今度は低い、低加入、原因は先ほど不明だと申し上げましたが、今後の加入がいつ回復するか分からないということで、そのような仮定に基づいて、すぐに加入が回復するというふうに考えて予測した図です。

これによりますと、上の表の一番右のところは、目標管理基準値を上回る確率は50%というふうに予測されております。ただし、先ほどの上の表が悲観的だと申し上げましたが、この表はすぐに加入が回復するという仮定に基づいておりますので、楽観的過ぎる仮定だというふうに考えております。本当の将来には、この上の表と下の表の間のどこかになるであろうというふうに考えているところです。

次のページを御覧ください。上のスライドですが、各年の評価年度の親魚量です。この赤字で示した当該年度の漁期年のABC計算時の親魚量推定値から黒字に関しては加入量が上方修正となっておりますので、親魚量も上方修正というふうになっております。

次に、資料3の21ページ目を御覧ください。マサバの対馬暖流系群の説明をさせていただきます。

先ほど太平洋系群では、漁期年で資源量、漁獲量を示しましたが、こちらの方は暦年で示しております。マサバの対馬暖流系群というのは、東シナ海から日本海に分布する群れ

です。

図2を御覧ください。漁獲量。日本と韓国を合わせた漁獲量です。2000年代以降は安定しておりましたが、2020年の漁獲量は15.7万トンでした。

左の図は、資源量と年齢別漁獲尾数です。資源量は2019年以降減少しまして、2020年は過去最低の36万トンでございました。

下のスライドを御覧ください。再生産曲線です。こちらは、青い線はホッケー・スティック型の再生産関係。2020年は左の下の方というふうになっております。

右の図を御覧ください。これは管理基準値ですが、最大持続生産量（MSY）は32.3万トン、目標管理基準値は31.0万トンでした。2020年の親魚量は17.3万トンで、限界管理基準値を上回り、目標管理基準値を下回っております。

次のページを御覧ください。上のスライド、図6ですが、これは神戸プロットを示したものです。2020年の親魚量はMSY水準を下回り、漁獲率はMSY水準を上回っております。

漁獲管理規則、こちらの対馬暖流系群の方はMSYに乗じる安全係数——調整係数ですが、これは $\beta$ を0.95としております。

下のスライドをお願いいたします。図8、漁獲管理規則の下での親魚量、漁獲量の将来予測です。これは漁獲管理規則に基づく漁獲を続けると、漁獲量はMSY水準で、親魚量は目標管理基準値付近で推移するというふうに期待されます。

次のページを御覧ください。上の表を御覧ください。上のスライドの表2では、 $\beta$ が0.95のところを赤枠で囲っております。2022年の平均漁獲量は12.0万トンとなります。上の表で0.95のところの一番右端のところのパーセンテージ、親魚量が目標管理基準値を上回る確率は54%と予測されます。

上の表は暦年の値でありまして、2022年漁期（7月から翌年6月）の生物学的許容漁獲量は13.0万トンとなります。

下のスライド、評価年別の親魚量なんですが、赤の数字よりも黒の数字は、いずれも下方修正となっております。これは、最近の低加入をABC計算時に予測できなかったためです。

最後のゴマサバ東シナ海系群、資料3、25ページ目を御覧ください。

上のスライド、図1、分布図なんですが、ゴマサバはマサバに比べて高温域に分布すると考えられております。

下、図 2、漁獲量は2018年から急減し、2020年は2.3万トンでした。

右の図 3、資源量は2019年に急減しまして、2020年は9.2万トンでした。

下のスライド、左の図、再生産関係ですが、これも青い線はホッケー・スティック型の再生産関係を示しております。2020年は一番左のプロットになります。

右の図、図 5 ですが、最大持続生産量 (MSY) は7.6万トン、目標管理基準値は10.9万トンとなっております。2020年の親魚量は3.1万トンですので、限界管理基準値を下回っております。

次のページを御覧ください。上のスライドですが、神戸プロット、図 6 です。2020年のプロットは、2020年の親魚量はMSY水準を下回っておりますが、漁獲圧はMSY水準を下回っております。

右の図、漁獲管理規則はマサバと同じです。

下のスライドをお願いします。図 8、これは将来予測ですけれども、漁獲管理規則に基づいて管理いたしますと、漁獲量はMSY付近で、それから親魚量は目標管理基準値付近で推移することが期待されます。

次のページを御覧ください。上のスライドです。下の表 2 の赤枠で囲ったところの2022年の部分、ところですが、2022年の平均漁獲量を3.5万トン、上の表の一番右の黄色く塗ったところ、これは2030年の親魚量が目標管理基準値を上回る確率は51%と予測されております。

これは暦年の値でありまして、2022年漁期（7月から6月）の生物学的許容漁獲量は4.0万トンとなっております。

下のスライドを御覧ください。各漁期の評価年度別の親魚量です。この赤の数字から黒の数字になりますと、下方修正となっておりますが、これは2019年の低加入をABC計算時に予測できなかったためです。

その一方で、2021年の親魚量が変わっていない、2021年の縦の列、これが変わっていないのは、2020年の漁獲圧が予測よりも低く、2019年の低加入の効果を相殺したためだと考えております。

私から、サバ類の御説明は以上です。

○資源管理推進室長 続きますして、資源管理推進室長から、まさば及びごまさばのTAC設定及び配分案について御説明いたします。資料は39ページ、資料3-11を御覧ください。

まず、まさば及びごまさば太平洋系群についてでございます。

これら、さば類につきましては、令和2年に開催されました資源管理方針に関する検討会、いわゆるステークホルダー会合の取りまとめ結果を踏まえた漁獲シナリオによって、令和2管理年度からTACが設定されております。

令和4管理年度におきましても、このシナリオに従って、先ほど御説明いただいた最新の資源評価結果に基づいてTACを設定するというものでございまして、考え方としましては前年と同じものでございます。

まず、資料の「1 TAC（案）」の「設定の考え方」のところでございますが、まさばとごまさばは同時に漁獲されているという採捕の実態を勘案しまして、一体的に管理するということといたしまして、資源管理基本方針別紙2-15に定められた漁獲シナリオで算定されたABCの合計値をTACとするということでございます。

ステークホルダー会合の取りまとめ結果は、そのページの下の方に参考1として記載しているとおりでございまして、漁獲シナリオに用いる安全係数（ $\beta$ ）は0.9、またABCの全量を日本EEZ分とするということでございます。その計算の結果、TACといたしましては50万9,000トンとなります。

配分については次のページ、40ページに書いてございます。これも前年と同じ考え方に基づく案でございます。

まず、20%を国の留保といたしまして、その他を過去3か年の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分するというものでございます。

また、IQによる管理を行う管理区分につきましては、留保からの追加配分の対象から除外するとともに、当初配分において一定の数量を留保から上乘せするという考え方でございます。

具体的には、41ページに数字を記載しております。大中型まき網漁業につきましては、漁獲割当てを行う管理区分21万1,200トン、これに先ほど申し上げた留保からの上乘せを含めると23万7,600トン。大中型まき網漁業（総量管理を行う管理区分）につきましては、5万900トン。知事管理区分につきましては、数量明示として全体の漁獲量の上位8割に入る都道府県と、数量明示を希望する都道府県ということで、岩手県、三重県、和歌山県、宮崎県にそれぞれ1万5,400トン、3万7,800トン、4,200トン、2万5,300トンとしております。その他の都道府県につきましては、現行水準とするという案でございます。

次に、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群です。

資料42ページ、資料3-12を御覧ください。

これにつきましても太平洋系群と同様に、令和2年のステークホルダー会合の取りまとめ結果を踏まえた漁獲シナリオに従って、最新の資源評価結果に基づいてTACを設定するというもので、前年と同じ考え方に基づくものです。

具体的に申しますと、「1 TAC（案）」の「設定の考え方」のところがございますとおり、「まさば及びごまさば」を一体的に管理する。資源管理基本方針別紙2-16に定められたシナリオで算定されたABCの合計値をTACとするということでございます。

ステークホルダー会合の取りまとめ結果は、これも下の参考1として記載しておるところです。

安全係数（ $\beta$ ）につきましては0.95を適用いたします。また、日本EEZ内の分としまして、まさば対馬暖流系群につきましては70%、ごまさば東シナ海系群については95%とするということでTACを12万9,000トンとする案でございます。

配分につきましては、43ページでございます。これも前年と同じ考え方ですけれども、20%を国の留保といたしまして、その他を過去3か年の漁獲実績の比率に基づいて大臣管理区分及び都道府県別に配分するというところでございます。

具体的な数字は44ページに記載しております。大臣管理区分といたしまして大中型まき網漁業5万8,900トン、知事管理区分につきましては上位8割に入る都道府県と数量明示を希望する都道府県を数量明示として、島根県、山口県、長崎県、鹿児島県、それぞれ1万2,800トン、1,100トン、1万8,100トン、7,700トン、その他の都道府県は現行水準とするものでございます。

説明は以上です。

○田中分科会長 それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

では、谷委員どうぞ。

○谷委員 日本遠洋旋網漁業協同組合理事の谷でございます。どうぞよろしく願いいたします。

提案されているサバ類のTACなんですけれども、対前年比で太平洋系群が15%減、対馬系群では28%減と大幅な減となっております。

今漁期、大中型まき網漁業の対馬系群の漁獲実績は4月末、2か月の漁期を残した段階で6万2,000トンと、既に来漁期の年間配分量の5万8,900トンを超えており、非常に厳しい数字となります。

資源管理の重要性は理解しており、今後とも管理に取り組んでまいります。これまで指摘してきたとおり、サバ類の資源は太平洋系はロシア・中国、対馬系は韓国・中国漁船が相当量を漁獲しており、これらの外国漁船の適切な資源管理がなされて初めて、我々が行う資源管理が十全の効果を発揮すると考えています。

また、太平洋海域においては巨大なロシアのトロール船、東シナ海海域においての数百隻もの中国の虎網漁船が我が国漁船と同じ海域で操業し、深刻な漁場競合やトラブルも生じています。

また、つい最近の5月中旬発生した事例として、東シナ海の暫定措置水域の中央部辺りでは、以前より中国による一方的な天然ガス採掘が進められておりますが、この海域で操業を行っていた我が国の大中型まき網漁船が中国ガス田の警戒船から移動を求められるとともに、追尾を受け、結果的に操業を諦めざるを得なくなったという事例が2件相次いでありました。

これら海域における操業秩序及び我が国漁船の安全な操業体制と権益の確保にも引き続き国の御尽力をお願いいたします。

また、そういった複雑で不安定な環境下において漁業者が適切な資源管理を行っていくためにも、国におかれましては留保枠の柔軟な運用、また漁業経営安定対策の持続的な実施について引き続き御配慮を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○田中分科会長 藤田部長。

○資源管理部長 谷委員、御発言ありがとうございます。

まず関係国との関係で申し上げますと、まずロシアとの関係では、私、政府代表を務めさせていただいておりますけれども、従来は相互の入漁枠9万トンであったものを全体で7万5,000トンという形で引下げをしたということございまして、しっかり日本の周辺の資源の状況、あるいは漁業の状況に応じた形で近隣国と協調しながらやっていけるように、引き続き努力をしていきたいと思っております。

韓国と中国は御承知のように、なかなか今入漁が中断しているというような状況になっておりますけれども、機会をしっかりと使って、いろいろな機会を使って、資源管理の方向性は諦めずに取り組んでいきたいと思っております。

あとガス田の話は、日本遠洋旋網漁協さんからも別途報告を受けておりまして、我々の方としましても重く受け止めております。外交ルートを通じまして、本件につきましては

抗議をするとともに、再発防止を求める旨を、申入れをしたところでありまして、引き続き関係の機関と連携をいたしまして、安全な操業が確保できるように尽力をしまいたいと考えております。

あと、ちょっと多数言われたのであれですけれども、留保枠の運用とか、実際に特に対馬暖流系群の方につきましては大中型まき網の業界と関係する数値配分を得た都道府県の関係者で協調しながら管理を上手にやっという取組をされております。我々の方といたしましても、そういった取組をしっかり受け止めて、上手に管理ができるように引き続き取り組んでまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○田中分科会長 ほかにございますでしょうか。

特によろしいですか。

ちょっと私の方から質問が、前にも聞いたかもしれないんですが、TACの割当量より実績が大分下回っているんだけれども、これは都道府県の方の枠が下回っている、実績が下回っているのか、それとも大臣枠の方が下回っているのか。あるいは両方かもしれませんけれども。

○資源管理推進室長 これはどちらが特にということではなくて、全体的に実績が下回っているという状況です。

○田中分科会長 その原因は。獲っても売れないからなのか、獲れないからなのか。

○資源管理推進室長 私も余り詳しく状況を調べたわけではないので、申し訳ないんですけれども、資源評価ほど漁場形成というか、漁模様が良くないというような話は聞いたことがございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

なければ、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。異議なしということですので、そのように決定いたします。

次に、ずわいがにの各系群について事務局から資料の説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 それでは、ずわいがにの各資源の資源評価結果について、まず水産研究・教育機構から御説明を頂きたいと思えます。木所副部長、服部副部長、お願いいたします。

○水産機構底魚資源副部長 水産研究・教育機構の木所です。

私の方からは、ズワイガニ太平洋北部系群と太平洋西部系群及びオホーツク海南部の方

を説明させていただきます。服部の方からは、日本海系群のA・B。順番としましては太平洋北部系群、その後日本海、その後北海道とオホーツクという順番で説明させていただきますと思います。

それでは、お手元の資料の3-6、29ページの方を御覧いただければと思います。

まず太平洋北部系群ですけれども、図1に分布域を書いておりますけれども、ズワイガニ太平洋北部系群は青森県から茨城県に分布していますが、漁獲量の多くは福島県の漁船によるもので占められております。

図2に漁獲量の推移を示しておりますけれども、本系群の漁獲量は、震災前には100から200トンありましたけれども、福島県の漁船が中心ということで、震災後は漁獲量がほとんどなくなっているという状況になっています。2020年の漁獲量は7.9トンというふうになっております。

図3に本系群の資源量の方を、推定結果を載せております。

本系群の資源量は調査船調査結果、これを基に推定しております。その結果では、2008年をピークとして減少傾向となっており、2020年の資源量は、調査を実施した1997年以降、最低の237トンというふうに推定されております。

本系群の資源状況の特徴としまして、震災後、漁獲量が非常に少ない状況にあるにもかかわらず、調査船調査結果で推定される資源量は震災後も継続して減少している、そういうところが特徴となっております。

では、次に下の方をお願いします。

図4には再生産関係を示しておりますけれども、サバ類と同様、多くのサバ類と同様、この系群ではホッケー・スティック型の再生産関係というもので推定しております。

また、この図5の方、右側、この系群の特徴的な解析結果なんですけれども、自然死亡係数の変化というのを載せております。これは加入後、親魚に生き残るまでの生残の率、生残を載せているものですが、ここで大きな問題となっているのは近年の自然死亡率というものが高い。ずっとこの調査結果から増加しているんですけども、今非常に高い状況にあるということが分かってきたということになります。

次のスライドをお願いします。次のページです。図6の方には、先ほど推定された再生産関係と、近年高くなった自然死亡を基に今後の将来予測を行った結果というふうになっております。

この結果を見ていただきますと、現在と同様の漁獲を続けた場合、また漁獲がなかった

場合、ちょっと図、非常に見にくくなっておりますけれども、漁獲がなかった場合においても資源量は減少してしまうというふうに予測されております。その要因としましては、再生産に比べて死亡が、加入後死亡が高いという、そういった影響があるというふうに考えております。そのため、本系群ではMSY管理を行うために必要な管理基準値、SBmsyとかMSY、そういったものが提言できない状況というふうになっております。

以上のような状況であることから、本系群の漁獲シナリオとしましては、本系群を獲ることを目的とする操業を避けるというふうにされているということになっております。

以上が太平洋北部系群です。では、替わります。

○水産機構底魚資源副部長 水産研究・教育機構の服部と申します。よろしく申し上げます。

資料3-7、31ページ、これを用いまして、ズワイガニ日本海系群A海域の資源評価結果を説明いたします。

まず、図1を見てください。本資源の対象海域は富山県以西島根県以東となっております。

図2に漁獲量の推移を示しました。漁獲量は2007年に5,000トン近くとなりましたが、その後減少いたしまして、2020年は2,200トンでありました。

右側の図3に資源量の推移を示しております。資源量、折れ線を見ていただくと、資源量は2002年から2007年に増加し、その後、減少。2016から2018年に再び増加いたしました。その後、現在まで減少しております、2021年は1万4,000トンとなっております。

資源尾数、棒グラフの方ですけれども、これを見ていただくと、青色で示しました甲羅が軟らかい雄、「ミズガニ」と呼んでおりますが、これと緑色で示しました雌、この資源尾数が多く、赤で示しました最終脱皮をしてから時間がたって甲羅が硬くなって商業的価値の高い雄、「カタガニ」と呼ばれておりますが、この資源尾数は少ないと、そういった資源構成となっております。

図4に再生産関係を示しております。ズワイガニ日本海系群A海域につきましては、リッカー型の再生産関係を適用するという事となっております。

図5には、この再生産関係から得られたMSYを実現する親魚量というのが示されております。ちょうど図5の緑の矢印のX軸のところ、ここの値が3,000トンでありまして、これがSBmsyということでございます。これを目標管理基準値といたしまして3,000トンと、下の表のところに書いてありますが、3,000トンといたしております。

この表のところに2020年の親魚量も示されておりますが、この値は3,400トンでございます。目標管理基準値3,000トンを上回っている状況となっております。

次のページに移っていただきまして、図6に神戸プロットを示しております。この図を見ると、2020年、青い丸で囲んでおります2020年の点につきましては、横軸の値が1以上となっております。親魚量が $S B m s y$ を上回っている状況ということとなっております。

縦軸の方を見ますと、これは1以下のところがございます。2020年の漁獲圧は $F m s y$ を下回っているという状況で、資源は良好な状態と判断されています。

図7には漁獲管理規則を示しました。ここでは $\beta$ を0.8とした場合を黒い太線で示しております。

そして、図8の方には $\beta$ を0.8とした場合、これを赤線で、現状の漁獲圧の場合、これを青線で示しております。右側には漁獲量、左側には親魚量の将来予測を示しています。 $\beta$ を0.8とした場合には、親魚量は目標管理基準値よりやや高い水準で推移し、漁獲量は $M S Y$ よりやや低い水準で平均的には推移すると予測されております。

次のページに移っていただきまして、ここに $\beta$ を変えた場合の親魚量、漁獲量の推移を示した表を示しています。漁獲シナリオでは、 $\beta$ に0.8を用いた漁獲管理規則で漁獲を行うというふうになっております。これに従いますと、2022年の平均漁獲量、下の表2の赤で囲んだところの2022年のところですが、これが2,800トンとなっております。これがABCとなります。2030年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率というのが上の表1の一番右側に示されております。この確率は80%と予測されております。

続きまして、次のページにございます資料3-8、35ページを用いまして、ズワイガニ日本海系群B海域の資源評価結果を報告いたします。

まず図1に分布図を示しております。本資源の対象海域は新潟県以北秋田県以南でございます。この海域はA海域と比べまして急峻な海域となっております。漁場は分布域に比べて狭いというふうに考えられております。

図2に漁獲量の推移を示しました。漁獲量は1980年代に800トン程度のピークが見られますが、その後減少しまして、1990年以降は200から400トンで推移しております。2022年は199トンでありました。

図3に資源量の推移を示しております。こちらの資源につきましては、かご調査で資源量を推定しております。この資源量を見ると比較的安定しております。2020年は

3,193トンでありました。

次の下のところでございますが、ここに書かせていただいておりますが、令和3年3月に開催されました「資源管理方針に関する検討会」及び「水産政策審議会」を経て、本海域は再生産関係が不明であるため、MSYを実現する水準の漁獲圧（ $F_{msy}$ ）を、加入量当たり親魚量が漁獲圧が0の場合の値に対し30%となる漁獲圧、「F30%SPR」と呼びますが、これにより代替するというふうに定められております。

図4にF30%SPRと現状の漁獲圧（ $F_{current}$ ）の比較を示しておりますが、雌雄ともにF30%SPRは現状のFよりもかなり高いことが示されております。

漁獲管理規則はF30%SPRに不確実性を考慮して安全を見越すための0.8を乗じた値を用いた漁獲圧一定方策とすることが合意されております。

図5に親魚量の推移を示しています。かご調査で得られた親魚量は2010年から2015年は減少していますが、2017年に増加し、2020年は1,792トンでございました。

目標管理基準値は、 $F_{msy}$ の代替値としたF30%SPRの漁獲圧により達成される親魚量と定められましたが、将来予測に基づく推定値が得られるまでは未設定となっております。

次のページに、以上をまとめたものが示されております。

目標管理基準値、これは横棒となっておりますが、未設定でございます。漁獲管理規則はF30%SPRに不確実性を考慮して安全を見越すための0.8を乗じた値を用いた漁獲圧一定方策とされました。

2022年の資源量の予測値と漁獲管理規則であります0.8F30%SPRに基づき算出された2022年のABCは右側の表にありますとおり、500トンとなります。

○水産機構底魚資源副部長 それでは、また水産研究・教育機構の木所より、残りの2系群について説明させていただきます。

資料は2-9、37ページ、ズワイガニ北海道西部系群となります。

まず図1の分布図ですけれども、ズワイガニ北海道西部系群の漁場は、主に武蔵堆斜面域、そういった所に形成されます。

本系群は、ずわいがにかご漁業で漁獲されます。

図2に漁獲量の推移を示しておりますが、漁獲量はおおむね10から40トンで推移していましたが、2020年は6トンに減少しております。

お隣に、図3に資源量指標値の推移というふうに示しておりますが、このずわいがにか

ご漁業のCPU Eを基にした資源量指標値、いわゆる標準化CPU Eですけれども、近年は比較的高い値を持続しているというふうに言えると思います。しかし、本系群の漁業の特徴としまして、かご漁業の主対象でありますベニズワイガニ、これに付随して漁獲されるものであることから、この資源量指標値を基にMS Yに関連した資源管理基準値を求めるのは困難であるというふうに私の方で判断しているということになります。

その下、スライド2の方、下の方をお願いします。図4に、カニかごでの漁獲努力量の推移を示しております。

本系群を対象とした漁獲努力量はその図に示していますとおり、減少傾向が続いており、特に2017から2020年には荒天の影響、天候が悪い影響もあり、大きく減少しているということになっております。

図5に先ほど示しました資源量指標値と目標とされる水準と現在の関係、そういったものを示しております。

本系群の資源管理基準値、MS Yベースの資源管理基準値というものは推定されておられませんけれども、本系群の漁獲シナリオでは維持・回復させる指標としまして、先ほどMS Yの推定とかは困難であるものの、基準化した資源量指標値、これを用いて1.0付近、いわゆる平均値とされています。

2020年の資源量指標値といいますのは1.05であったことから、2020年の資源量は目標値を上回っている状況であるというふうに判断しているということになります。

以上が北海道西部系群の説明になります。

では、次のページの資料3-10の方をお願いします。こちらは、オホーツク海南部の資源です。

図1に本資源の分布図を載せておりますけれども、本資源はオホーツク海南部に分布する群を対象としています。ただ、個体群としましては日本水域からロシア水域にかけて連続して分布しています。いわゆる「またがり資源」として位置付けられる資源というふうになっております。そのため、我が国の情報のみでは資源全体の状況を把握することが困難であり、MS Yに関連した資源管理基準値、そういったものを求めるのは困難であるというふうに判断しております。

図2に漁獲量の推移、これは日本側ですけれども、日本側の情報としまして、漁獲量は5,000トンを超えるような年もありましたけれども、おおむね1,000トン以下、2020年は103トンというような状況になっているということになります。

図3に資源量指標値の推移というのを示しておりますけれども、こちらの方の資源量指標値の方は漁業ではなくて調査船調査結果、それによる推定結果を示しております。その結果によりますと、最近漁獲量もちょっと減っておりますけれども、資源量指標値も2020年は低い値になっているというふうに推定しております。

では、ページの下の方のスライドをお願いします。

図4には漁業の努力量の推移を示しておりますけれども、漁獲努力量は漁獲量の多かった1990年代前半、5,000トンぐらい獲れたときですけれども、その時代は高い値を示しておりますけれども、その後は減少傾向にあると。ただし、2015年から18年はズワイガニ狙いの操業が増えて、この期間の漁獲量の増加につながったんじゃないか、そんなふうにも推定しているということになります。

本系群につきましては、資源管理基準値は推定されておられませんけれども、本系群の漁獲シナリオでは先ほど紹介しました資源量指標値、これは調査船調査によるものですけれども、この調査船調査による資源量指標値の過去最低値が、維持・回復させる、それ以上下がったらよくないよというような目標というふうにされております。

2020年の調査結果では、低いながらも資源量指標値はこの目標値を上回っている状況にあると、そういうふうになっているということになります。

以上がズワイガニの5系群資源の説明ということでさせていただきました。

以上です。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

ズワイガニのTAC設定及び配分(案)について、私から御説明いたします。資料は45ページ、資料3-13を御覧ください。

ズワイガニにつきましても、令和2年度に開催されたステークホルダー会合の取りまとめ結果を踏まえた漁獲シナリオに従って、先ほど御説明のあった最新の資源評価結果に基づいてTACを設定するものということで、いずれも前年と同じ考え方に基づくものとなっております。

まず、太平洋北部系群です。先ほど御説明のあったとおり、自然死亡率が非常に高く、漁獲を0とした場合でも資源を持続的に維持することが困難ということで、シナリオといたしましては、本系群を獲ることを目的とする操業を避けるということです。TACにつきましては、本系群を獲ることを目的とする操業が行われていない平成23年以降の最大漁獲量を考慮して算定するというので、20トンというTACの案でございます。

配分につきましては46ページにございますが、過去3か年の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分するという事です。

具体的には47ページにございます。大臣管理区分、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業に17トン、知事管理区分については宮城県については現行水準とするという案でございます。

続いて、日本海系群A海域について、資料48ページ、資料3-14を御覧ください。

TAC設定の考え方といたしましては、資源管理基本方針別紙2-18に定められた漁獲シナリオで算定されたABCをTACとするということで、令和4管理年度からは漁獲シナリオにある $\beta=0.8$ を適用するという事がございますので、TACとしては2,800トンという案でございます。

配分につきましては次のページにございますとおり、これも前年と同じ考え方ですが、7%を国の留保としまして、残りを過去3か年の漁獲実績の比率に基づいて大臣管理区分及び都道府県別に配分するという案でございます。

具体的な数字につきましては、50ページの数字でございます。大臣管理区分といたしまして、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業に2,097トン、知事管理につきましては漁獲実績の平均値が10トン以上の府県を数量明示ということで、富山県、石川県、福井県、京都府に、それぞれ31トン、262トン、181トン、32トンという配分案となっております。

日本海系群B海域、資料3-15、51ページを御覧ください。

TAC設定の考え方といたしましては、資源管理基本方針別紙2-19に定められた漁獲シナリオで算定されたABCをTACとするということでございます。

参考1のところに漁獲シナリオを書いてございますが、ずわいがに日本海系群B海域は、現時点では再生産関係を用いて目標管理基準や限界管理基準を示すことができないということでございますので、再生産関係を用いた漁獲シナリオ導入が可能となるまでの数年間は、代替的な指標を用いるということで、加入量当たり親魚量が、漁獲圧力が0の場合の加入量当たり親魚量に対し、30%となる漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値により導かれるABCの値をTACとするということで、TACの案は500トンというものでございます。

配分につきましては、次のページ、52ページに書いてあるとおり、これも7%を国の留保といたしまして、残りを過去3か年の漁獲実績の比率に基づいて大臣管理区分及び都道府県に配分するという案でございます。

具体的な数字は53ページにございます。大臣管理区分としまして沖合底びき網漁業及び

ずわいがに漁業に40トン、知事管理区分は秋田県、山形県、新潟県にそれぞれ20トン、56トン、349トンという案でございます。

次です。資料3-16、54ページを御覧ください。北海道西部系群についてでございます。

TAC設定の考え方といたしましては、資源管理基本方針別紙2-20に定められた漁獲シナリオで定められたABCをTACとするということです。

先ほど御説明ありましたとおり、この海域につきましては、べにずわいがにの漁獲に付随するものでありまして、漁獲努力量が大きく抑制され、今後も増大の懸念が少ないこと及び現状の資源状況も良好な状態にあり、大きな変化は見られないことを踏まえ、平成9年以降の資源水準を維持するよう漁獲を管理するというところでございます。

TACにつきましては、平成9年以降の最大漁獲量を考慮して算定するというところで、43トンとする案でございます。

配分につきましては、次の55ページでございます。過去3か年の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分するということですが、56ページにありますとおり、43トン北海道へという配分の案でございます。

最後、資料3-17、57ページを御覧ください。オホーツク海南部でございます。

TAC設定の考え方ですけれども、資源管理基本方針別紙2-21に定められた漁獲シナリオで算定されたABCをTACとするということでございます。

またがり資源ということで資源全体の動向の把握は困難なため、我が国漁船による漁獲の状況を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理するというところで、資源が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して1,000トンというTACを設定する案でございます。

配分につきましては58ページにありますとおり、これも過去3か年の漁獲実績の比率に基づいて大臣管理区分及び都道府県に配分するという案でございます。

具体的な数字は59ページにありますとおり、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業に875トン、知事管理区分、北海道に125トンと、配分する案でございます。

以上でございます。

○田中分科会長 それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

これは関連するのは。

川辺委員、どうぞ。

○川辺委員 配分についてではなく、ちょっと疑問に思ったので、もし教えていただけたらと思ったのですが。

ズワイガニの太平洋北部系群の自然死率が非常に高いことについて、この原因は詳細は分かっていないとおっしゃられたかと思うのですが、獲っても獲らなくてもどんどん減っていくとは、どういうことが起きているのか、もう少し詳しく教えていただければと思います。お願いします。

○水産機構底魚資源副部長 この辺につきましては、なかなか難しい問題があるわけなんですけれども、これは震災後、漁獲量がほとんどないような状態でも全然増えない、逆に減っているということで、10年来この辺が問題になっていたわけなんですけれども、初めは同時期に増えたマダラによる捕食が影響じゃないかという話もあったんですけれども、どうもそれ、最近マダラ減っても回復しないので、そうでもなさそうだと。最近は逆に——逆というか、最近注目しているのは水温。水温が高く、それによってズワイガニの死亡率が上がったんじゃないかと。ただ、それでも全部説明できる部分がなくて、なかなか。いろいろな要因は想定されるんですけれども、全てが説明できていない。だから、今後そういったところを明らかにしないと、いつこの漁業がMSY管理に移行できるかと、そういったところも今のところは難しいと。その辺は今後調査を進めながら、増えたときにこういったものが起きているかということを見ながら進めていきたいというふうに考えているところです。

○川辺委員 分かりました。ありがとうございます。

○田中分科会長 ほかに。ウェブは。ウェブはない。

では佐々木委員、どうぞ。

○佐々木特別委員 佐々木でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ズワイガニの日本海系群A海域の資料なんですけれども、48ページから49ページの中で、これも先ほどマサバのときにもおっしゃられたかと思うんですが、TACよりも漁獲実績が低い状態が続いているように見受けられます。一応神戸チャートのところでは親魚量も、これは良好な状態にあるということなんですけれども、これどういう理由なのか教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○田中分科会長 これはどっちかな。水産庁の方ですか。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

TACに対して実際の漁獲実績が少ないということについての御質問だと思いますが、

まず一つは、資源評価でもそうですけれども、漁獲対象となる年齢の個体が減少している傾向がこのところあったというのが一つございしますが、たしか令和2年の漁獲が2,143トンということで少なくなっていますが、たしかこのときはA海域の中でも東の方ですか、沖合底びき網漁業の比較的規模の小さい船のところの出漁日数が少なかったように記憶しております。しけの影響もあったのではないかと思います。

○佐々木特別委員 ありがとうございます。

○田中分科会長 川越さん。

○川越特別委員 川越です。

この実績データを見ると、確かにそう言われても仕方ないと思います。しかし、我々は底びきで獲っている、漁獲しているんですけども、国のズワイガニに対する資源調査については近年精度が高くなっております。ある程度この資源量の予測が現場的にも理解ができております。

それで、あえて、あるカニを獲らない。いわゆる年明けて1月、2月、3月と漁期があるんですけども、あえて獲らないというのは、この皆さんデータを見ても分かるように、ミズガニの量はあるのにカタガニは減っていると。このカタガニというのはミズガニから脱皮を繰り返してカタガニになるというようなことがありますので、我々底びき業界は専獲漁業ではないですから、あえてカニだけを目的に獲らなくても、ほかの漁業に転化できるというところで、四季折々の漁獲物を優先してやっております。正月以降は。

そういうところで、ハタハタとかホタルイカだとかアマエビだとかいうことで、あえて漁獲圧を下げております。その結果がこの漁獲実績データになっておりますので、これはただ持続可能な、これからもこの資源を資源評価の目標に近づけていくために現場で努力している所存でございますので、そこをあえて御理解いただきたいと。資源が減っているものではないと。資源を温めておくというような現場の努力をしているところでありますので、そのような、とにかく日本海のA海域については皆さん、この県の漁業者はその方向性で現場は一致して操業をやっておりますので、その結果がこういうことになっておるということですので、その旨よろしくお願いします。

○田中分科会長 ありがとうございます。日本海A海域のズワイの資源管理は世界に誇れる管理だから大丈夫だと思います。

ほかにごございますでしょうか。よろしいですか。

ちょっと私から二つ質問があるんですけども、今出た日本海A海域ってデータが豊富

ですよね。だから、加入量も若い小ガニの調査からある程度予想できちゃうんだと思うんですが、この将来予測のときにはそれを使っているのかというのが質問の1点目。

それから、B海域なんですけれども、資源量3,000トンぐらいしかなくて、500トンも獲っちゃって大丈夫かという。というか、500トンも獲れないんじゃないかと思ったんですけども。3,000トンでカニ500トン獲るのは大変だろうと。

ちょっとその2点。

○水産機構底魚資源副部長 まず、小型のカニのデータも得られておりますので、使えるところまでは将来予測に使っているということでございます。

あとB海域500トンにつきましては、漁獲量自体は200トンぐらいしかないところで、急峻であり、そこにも資源がいるということでF30%SPR500トンとしたという計算で、ABC500トンとしているところがございます。こちらのカニについては内々にはプロダクションも検討しております。まずF30%SPRでも持続的な漁業が行えるというふうには考えているところでございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。将来改善される、ちゃんとプロダクションモデルになるのね。ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

ウェブも特にないということですので。

それでは、ほかにないようでしたら、ずわいがにについても原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。特段反対、異議はないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第388号は、漁獲可能量の変更に係る配分、留保からの配分及び数量の融通等について諮問されています。

次の議題になりますけれども、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 すみません、資料3-1の諮問文にお戻りいただいてよろしいでしょうか。

この諮問文の「また」以降の部分についてでございます。内容といたしましては、3-1の別紙2、11ページを御覧ください。

漁獲可能量の変更に係る配分、留保からの配分及び数量の融通についてということで、まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわい

がに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域並びにずわいがにオホーツク海南部についてでございます。

これらのTACの配分の変更のうち、行政庁の恣意性のない機械的な留保からの配分又は配分数量の変更につきましては、具体的にいうと、まさば・ごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、これらの国の留保からの、予め定めた計算方法（いわゆる「75%ルール」）によるTACの配分の変更の場合。

それと、ずわいがに日本海系群A海域の関係者間での配分量についての合意形成があり、それに基づきTACの配分を変更する場合。

また、融通に伴う数量の変更ということで、都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で、当事者間の合意により行う数量の融通に伴い、変更する場合。

につきましては、これまでも事前に水産政策審議会に御意見を聞いた上で同意を得ており、具体的な数量は事後報告で対応できるという形でやらせていただいております。

これにつきましても、引き続き令和4管理年度においても同様の取扱いとさせていただきたいということでございます。

また、まさば及びごまさば太平洋系群につきましては、大中型まき網漁業の漁獲割当てによる管理を行う管理区分の未利用分の国の留保への繰入れ及び総量管理を行う区分への追加配分に伴う数量の変更につきましても、これも引き続き事後報告で対応させていただきたいというものでございます。

よろしく申し上げます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして何か御質問ございますでしょうか。

よろしいですか。ウェブもですか。

本件については特段ないようですが、原案どおり承認していただいたということによりよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように決定させていただきたいと思っております。

それでは、次の諮問です。諮問389号、特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）等9国際資源）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等についてに移ります。

では、事務局から説明をよろしくお願いたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長の成澤でございます。

資料は 4 - 1 を御覧ください。諮問文を読み上げます。

4 水管 第 497 号

令和 4 年 5 月 24 日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）等 9 国際資源）に関する令和 4 管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問第 389 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）並びによしきりざめ（北大西洋海域））に関する令和 4 管理年度における漁獲可能量を別紙のとおり定めたいので、同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

これは毎年、いわゆる大西洋の I C C A T 水域における九つの国際資源の我が国の魚種別割当量を定める告示を諮問しているものでございます。

3 ページ以降は告示の案を示してございますが、9 ページをちょっと御覧いただきたいと思えます。魚種についてまとめた表になってございます。

まず大臣管理漁獲可能量、これは全て我が国の場合、遠洋まぐろはえ縄で大西洋で獲っているものでございますが、その漁獲枠の算定方法について簡単に御説明したいと思えます。

まず一番上の丸でございます。漁獲可能量は当初割当量としまして、国際機関である I C C A T で我が国の国別、魚種別に定めた量というものが年次会合で定められます。それに前年の我が国の繰越し量を足して、それから他国への移譲分であったりとかを差し引いたもので漁獲可能量（T A C）を出してございます。

そこからさらに、二つ目の丸でございますけれども、最終的に国の留保枠、放流とか投棄分を引いて最終的に漁獲可能量を出しているということでございます。

1 ページめくっていただいて11ページなんですけれども、真ん中の「漁獲可能量（T A C）計算過程」でございます。それが先ほど申し上げました具体的な数量に、繰越しの数量であったりとか、他国への譲渡といったものを記載してございます。

もう一度10ページに戻っていただいて、先ほどの11ページの計算結果が9ページの「漁獲可能量（A）」というところに計算結果が記載させてございます。それから「国の留保枠」を引いて、最終的に右側の「大臣管理漁獲可能量」というものを令和4管理年度の各魚種別の漁獲割当てとしてございます。

以上、簡単ですけれども、説明を終わります。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について何か御質問等ございますでしょうか。

どうぞ。

○川越特別委員 この9ページの「大臣管理漁獲可能量の算定方法」の中の「国の留保枠」の括弧「放流・投棄分」というのはどういうことですか。「放流・投棄分」ということの。

○かつお・まぐろ漁業室長 実際にまぐろはえ縄のはえ縄に掛かったものを船上に揚げずに放流するとか、それから投棄するというのは、海中に戻すということは、当然それ日本に持って帰らないというものなので、それは漁業種類の中に必ず起こり得る事象なものですから、そういったものは引いたもので漁獲枠を管理しているということでございます。

○田中分科会長 これは実質的に投棄して死んだものという、そういう理解でよろしいですか。

○かつお・まぐろ漁業室長 はい、そういったものも含まれるということでございます。

○田中分科会長 獲ったけれども、死んで放流したって。だから、これは漁獲に含まれるべきだという、そういう解釈。落としちゃったって、死。

○かつお・まぐろ漁業室長 それが漁獲枠に含まれるかということですか。

○田中分科会長 含まれますよね。含まれるから入れているんじゃないの。

○かつお・まぐろ漁業室長 個々の漁業者の管理にそれを入れるということだと、個々の漁業者の管理が難しいものですから、大体の数量というものを毎年モニタリングしたものを過去の実績に基づいて、まあ、国全体の中には入るんですけども、引いたもので管理しているということでございます。

○田中分科会長 ということですね。死んだやつは国の漁獲として認めなきゃいけないんで、その分は先に割り引いて、残りを渡していると、そういう感じですね。

よろしいですか。この可能量のAについては国際条約なんで、是非もないんですけども。Bについては国の裁量で決めているところなんで、ここは議論はできるかもしれませんが。

よろしいですか。ウェブもないですか。

それでは、特になければ、諮問第389号につきましては原案どおり承認していただいたということよろしいですか。

ありがとうございます。異議はないようですので、そのように決定いたします。

それでは、続いて諮問第390号、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案についてに移ります。これが終わった後で休憩に入りたいと思いますので、説明の方をよろしく願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 資料は5-1でございます。諮問文を読み上げます。

4 水管第498号

令和4年5月24日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部改正につ

いて（諮問第390号）

別紙のとおり、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第119条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

資料5の7ページを御覧いただきたいと思います。

今回ざくっと北大西洋のあおぎめの採捕というものが2022年、2023年、禁止されるという決議案が採択され、それに基づき省令改正して、期間を告示で定めるという作業を皆様に諮問するものでございます。

あおぎめは、北大西洋のあおぎめというのは資源状況が非常に悪くて、資源水準は低位で減少傾向でございます。そのような状況を受けまして、水産庁といたしましては、遠洋まぐろはえ縄業界について、生きた針に掛かってきたあおぎめというのはなるべく逃がすようにという指導を従前よりやってまいりました。

また、あおぎめというのはワシントン条約附属書Ⅱに掲載されてございます。我が国は留保しているんですが、あおぎめの魚体を船内に持ち込んで、大西洋の沿岸国に寄港する場合、遠洋まぐろはえ縄は非常に煩雑な資料の提出を求められるということで、業界においてもなるべくあおぎめを船体内に保持しないということを指導してございます。

したがって、実質的に2022年、23年、採捕禁止になったとしても、業界には影響ないというふうに御説明したいと思います。

戻っていただいて、資料の4ページを見ていただきたいと思います。

実際の省令の別表第四の文言を見ていただきたいと思います。

二十二に、「北緯五度の線以北の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるあおぎめの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。」ということを書かせていただきました。

そして、この資料5の一番最後、告示の案を示してございます。一番最後に、「令和四年八月一日から令和六年七月三十一日までを採捕禁止する」ということで告示で示させていただきます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○田中分科会長 それでは、ただいまの説明について何か御質問ございますでしょうか。

これも条約に基づく決議なんで、是非もないと言えば是非もない。

よろしいですか。それでは、本件についてもお認めいただいたということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、諮問第390号につきましても原案どおり承認していただいたというふうに決定いたします。

それでは、ここで一旦休憩を挟みたいと思います。15分後の3時5分、15時5分から再開しますので、それまでに席にお戻りください。休憩に入ります。

(休憩)

○田中分科会長 それでは、時間になりましたので、再開したいと思います。

次は、諮問第391号、海洋水産資源開発促進法に基づく海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の策定についてに移ります。

事務局から説明をよろしく願いいたします。

○企画課長 水産庁企画課長の河村でございます。よろしく願いいたします。

では、資料6を御覧いただければと思います。

まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

4 水漁 第264号

令和4年6月24日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

海洋水産資源開発促進法に基づく海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の策定について（諮問第391号）

海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第3条第1項の規定に基づき、令和14年度を目標年度とする海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針を別添案のとおり定めたいので、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

ということでございます。

この基本方針につきましては、沿岸の増養殖ですとか新漁場開発等に関する有識者の方々との意見交換を経まして、水産庁で取りまとめた次期基本方針案を去る3月17日の当分科会におきまして中間報告としてお示しして御審議を頂いたところでございます。

前回お示した案からは、何か法令上のチェックで、点を取れとか、そういう本当に文言修正が若干行われたのみで、3月25日から4月23日まで意見公募手続、パブリックコメントを行いました。内容に関するコメントもございませんで、内容に変更はございませんでしたので、簡単に説明いたしたいと思っております。

資料の6-3を御覧いただければと思います。本基本方針に記載する事項は法律に定められておりまして、これに沿いまして第1から第5まで五つの柱で構成してございます。

次期基本方針の策定に当たりましては、現行の基本方針の大枠は維持しつつ、増養殖や適応技術の発展等を考慮して、現在検討中の栽培漁業基本方針の検討状況を踏まえ、増養殖を推進することが適当な水産動植物の種類などについて必要な見直しを行い、また、さきに閣議決定いたしました新たな水産基本計画ですとか漁港漁場整備長期計画と整合を取った内容としてございます。

これらの取組によりまして、沿岸の増養殖で38.3万トン、海洋の新漁場の開発で0.4万トンを増大させるということを目指してございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。前々回ですか、説明から変わっていないということだそうですね。ただいまの説明につきまして、それでは御質問等ございますでしょうか。

川原委員、どうぞ。

○川原特別委員 ありがとうございます。この海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針につきまして質問を一つと意見を二つお伝えしたいと思います。

まず質問ですが、小さい方のページの振りで5ページ目を御覧ください。

大きい2番の「増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の種類ごとの増殖又は

養殖に適する自然的条件に関する基準」の中の（２）の「栽培漁業の推進」、こちらなんです。最初のところの御説明の中で「必要な種苗の供給を確保」とありますが、陸上の植物のように海洋の種苗の種子バンクのようなものはあるのでしょうか。あるとしたら、どれくらいの規模なのかというのをちょっとお聞きしたいと思いました。これが１点目です。

同じく５ページ目の（３）の「養殖の振興」。これは意見ですが、養殖は成長産業化の対象であり、力を入れている分野と理解しております。この場合、食の安心・安全が担保されるように、なるべく薬剤や薬品を使用せずに自然に近い形で育てることができるように進めていただければと思いました。

次に、この小さいページ振りの11ページ目、「海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化の促進に関する事項」ですが、こちらに関しましては前回意見をお伝えしまして取り入れてくださったように拝見しましたので、ありがとうございます。

意見の追加なんです。が、（２）の操業時、こちらで漁具のことがいろいろと書いてありますけれども、操業時の絶滅危惧種などの混獲対応は非常に注目されていますので、混獲防止策の開発というのは私どもも期待しております。

この中で最後の方に「将来の水産物の需給の逼迫の可能性」という言葉がありましたけれども、私も心配しております。持続可能な形で水産物という恵みにあずかることができるように、この10年の基本方針で具体的に提案してくださったこと、有り難いと思っております。ありがとうございます。

今後新たにいろいろと技術革新等もあるかと思っておりますので、今後新たに加えるべきことが出てくれば、タイムリーな見直しや追加が行われるように希望しております。

私からは以上です。

○田中分科会長 質問と要望とあったと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

○企画課長 企画課長でございます。

まず１点目の栽培漁業の推進の部分でございますけれども、これは委員御存じのとおり、都道府県で行われている部分もあり、トータルとして国でその全体の規模とか施設とかがちょっと把握できていないもので、この場で御回答がなかなか難しく、申し訳ございません。

養殖の振興で薬剤等を余り使わないで自然にですとか、あとそのほか、９ページ目の関係で絶滅危惧種とか混獲とかの話とか、あと技術の関係はタイムリーに見直すとか、どれ

も非常に重要な論点だと思っていますので、我々今後行政を推進していく上で参考にさせていただきたいと思っております。

○川原特別委員 ありがとうございます。

○田中分科会長 よろしいですか。

○川原特別委員 はい。

○田中分科会長 それでは、ほかにございますでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋特別委員 1点だけ意見を言わせてください。

ページ数で言うと11ページの第4の「海洋の漁場における新漁業生産方式」うんぬんということで、これの(3)でございます。ここの中に「安全性の確保」という文言が入っておりますので、これについて意見を言わせていただきたいと思います。

御承知のとおり、知床の観光船の問題があつて、各小規模の旅客船業界を、再度社員教育というものを徹底しているという、そのようなニュースがかなり多く流れるようになっております。特にこれらの船もそうですが、小型の漁船も、小型船舶操縦士という、海技資格ではなくて海技免許です。これは我が国独自の免許ですが、これらを受有して運航しているということです。特にこの小型船舶操縦士、特に1級が多いですけれども、船長と機関長、兼務ということで、一つの免許で両方の職務を兼務できるということでございませぬ。法的に認められておりますので、それに対してうんぬんということはございませぬけれども、当然この免許を取ってすぐ船長なり機関長として乗船するということは非常に難しいということだと思っております。当然安全に対する訓練なり、操業に対する訓練なり、ある程度のキャリアを積まないで責任を持った運航というのはできないだろうというようには思っております。

また、その中で水産基本計画もそうですけれども、これまで国交省が所管の海技資格についてかなり踏み込んだ形で言及をしているということになります。そうしますと当然、これらの海難事故も含めて水産庁の方にも責任があるということになります。今後、これらの船の安全性のある運航について、海技資格を取らせればよいということではございませぬので、それ以降の船舶職員ないしは船長、機関長に就任をするような訓練というものを法律以外でどのようにお考えなのか。漁船だから、船長も機関長もできると、そういうことじゃございませぬので、やはり漁業種ごとによってかなり差がありますし、また個人的なこともありますので、そういうものを含めて、業界任せということだけではなくて、

監督官庁の水産庁が海技資格の方にも言及しているわけですから、それも含めて将来的に方向性というのを示していただかないと、ただ免許だけ取らせればいいんだということには私はならないと思いますので、将来的な考え方というものがもしあれば教えていただきたいということと、あわせて、今後は主体となって安全性というものについてしっかりとした考え方で対応していただきたいというように思います。

以上です。

○企画課長 ありがとうございます。安全性の確保というのは極めて重要だと思っていて、慢性的な労働不足というのを解消する意味でも、多くの方々に水産業界に入ってきていただく上でも、安全性というのは確保されていくことは非常に重要だというふうに思っています。

そういった意味で、しっかりこれからやっていかないといけないということがありますけれども、先般の知床の関係におきましては国土交通省が今、今後どうしていくかという検討をスタートしているところがございます、我々も検討のメンバーに入れていただいております、意見交換を今行っているところがございます、そういった動向も踏まえまして、資格をただ単に取ればいいだけじゃなくて、しっかり安全性の確保をするためにどういったことが必要かというのも検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○田中分科会長 よろしいですか。商船と水産の船、大きく違うのは、水産、漁船の場合は止まって操業するという、その時間が結構長い。大体商船は走りっ放しなんで、出入港のときだけなんだけれども。そんなこと言ったら怒られちゃうな。

ほかにもございますでしょうか。ウェブも特にないと。

よければ、ほかにもないようですので、諮問第391号につきましては原案どおり承認していただいたということによろしいでしょうか。

特段御異議ないようですので、そのように決定したいと思います。

それでは、次の諮問事項に移ります。

次は、諮問第392号、内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第42条第1項及び第46条第2項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則第9条の規定に基づくうなぎ養殖業の公示についてに移ります。

事務局から説明をよろしく願いいたします。

○内水面漁業振興室長 内水面漁業振興室長、柿沼でございます。よろしく願いいたし

ます。

それでは、まず諮問文の方を読まさせていただきます。

4 水推第322号

令和4年5月24日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第42条第1項及び第46条第2項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則第9条の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について（諮問第392号）

別紙の公示案により、うなぎ養殖業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間、許可の有効期間及び許可の基準を定めたいので、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第30条において準用する漁業法（昭和24年法律第267号）第42条第3項及び第46条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

続きまして1ページめくっていただきまして、資料7-1でございます。こちらの別紙の方は告示の案でございます。告示の案につきましては、その後ろの全体の資料の9ページになります資料7-2に公示案の概要が付いてございますので、こちらの方で説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、この趣旨でございますけれども、こちらにつきましては内水面漁業の振興に関する法律に基づきまして、うなぎ養殖業が農林水産大臣の許可を要する指定養殖業として定められておりまして、これに基づきまして、うなぎ養殖業の制限措置の内容、許可を申請

すべき期間、許可の有効期間並びに許可の基準を定めるというものでございます。

2の概要でございますけれども、この定める内容につきましては、①から③でございます。「①許可をすべき水産動植物の総量」、それから「②養殖場の総面積」「③養殖場の数」となっております。

こちらの①の総量につきましては、4つの国・地域——日本、中国、韓国、それから台湾でございますけれども、4つの国と地域によります共同声明の考え方を継続するという事で定めておまして、数量につきましては前年と同等ということで、同量ということでございまして、にほんうなぎにつきまして21.7トン、にほんうなぎ以外の種のうなぎにつきまして3.5トンと、同じ数量で定めることとしております。

それから、②養殖場の総面積でございます。こちらにつきましては3平方メートルということで、前年と同じということで定めております。

③養殖場の数でございますけれども、こちらにつきましては、にほんうなぎ451、にほんうなぎ以外の種のうなぎ103ということになっております。

にほんうなぎにつきましては、昨年から5件ほど減っております。これは養殖場が統合されたり、やめられた方の事業を引き継いだということもございまして、養殖場の数が減っております。にほんうなぎ以外の種のうなぎにつきましては昨年同様、103ということになっております。

次に、(2)の「許可の申請期間」でございますけれども、令和4年6月14日から9月13日までとしております。

続きまして、次のページで10ページになりますけれども、(3)の「許可の有効期間」でございますが、許可の有効期間は1年間となっております、これも例年と同じでございまして、今年につきましては令和4年11月1日から令和5年10月31日ということになっております。

それから、「(4)水産動植物の数量及び養殖場の数に係る許可の基準」ということで、許可を申請する場合の基準でございますけれども、①の「国内で一度も養殖されたことのないうなぎを養殖する養殖場」につきましては、基本的に現在既存の漁業者、養殖業の方を優先するという事で出しております。その数量に空きがある場合につきましては、その数量の範囲の中で1 kilogramの単位として割り当てるということになっておりますけれども、数が多い場合はくじ引、公平な方法としてくじ引を行って割り当てるということになっております。

②の「既養殖うなぎ」というところにつきましては、これも養殖場の数につきまして、同一の養殖場について申請があるときには、こちらを優先して、同じように出しますけれども、これまた考え方同じように、空きがある場合には割り当てる。数が多い場合にはくじ引で割り当てるということで、①の考え方と同じでございます。

それから、(5)の「許可に係る条件」でございますけれども、こちらを昨年と同じでございまして、うなぎが逃げないように措置をすとか、そういったところを講じるということを経済条件にしておるということでございます。

それから、3の今後のスケジュールでございますけれども、令和4年6月13日に公示をさせていただきたいというふうに考えておりました、許可の申請期間が6月14日から9月13日、許可日が令和4年11月1日ということでございます。

それから、資料7-3、それから資料7-4でございますけれども、こちらにつきましては取組の経過、それから関係法令でございますので、後で御覧いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、19ページからが参考資料となっております、ウナギの池入れの、シラスウナギの池入れの動向、それから各、今漁期の都道府県別の池入れの実績、それから、にほんうなぎ以外の種のうなぎの池入れの実績、それから去年の許可の状況について参考資料として付けさせていただいております。

参考1の方の、皆さん御関心がいつも高い内容でございますので、こちらの方だけ簡単に御説明させていただきます。

今年のニホンウナギの稚魚、いわゆるシラスウナギの池入れの動向でございますけれども、今年につきましては当初、なかなか来遊が見られませんが、一、二か月ほど遅れて漁が本格化してくるというようなところでございまして、そういった関係から高値で取引されたというような傾向にあったというふうに見ております。

国内の方でございますけれども、2月頃ぐらいから徐々に採捕されたということでございまして、漁期始めが遅れたということで取引価格が高値で推移したということもあったんだと思いますけれども、池入れ資金の関係もございまして、直近の2漁期と比べますと池入れが低調となったというふうに見ているところでございます。

実際の数量でございますけれども、下の右の方のグラフを御覧いただければと思いますが、令和4年の4月30日までの状況でございますけれども、15.8トンというところでございまして、昨年に比べますと、昨年が18.1トンでございますので、少し少なくなっております。

というところでございます。

説明の方、以上になります。

○田中分科会長 それでは、ただいまの説明につきまして何か御質問等ございますでしょうか。

では、私の方から一つよろしいですか。ニホンウナギじゃないウナギで、外国産のウナギの中でビカーラ、どれぐらい実績があるのか。アンギラじゃなくて。

○内水面漁業振興室長 ニホンウナギ以外のウナギですと、大体ビカーラ種、インドネシアウナギが養殖されているというふうに言われておりまして、そちらの方につきましては参考資料の3でございますけれども、資料でいきますと21ページになります。ここ数量が「0」になっています。トン数が0.1トンに満たない僅かな量ということになっております。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

ほかはないようでしたら、諮問第392号につきましては原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。特段御異議ないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第387号から392号について、確認のため答申書を読み上げます。皆様にはちよっとお待ちいただくこととなります。

答申書

4 水 審 第 7 号

令和4年5月24日

農林水産大臣 金子 原二郎 殿

水産政策審議会

会長 田中 栄次

令和4年5月24日に開催された水産政策審議会第118回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

- 諮問第387号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（ま  
あじ、まさば及びごまさば太平洋系群並びにまさば対馬暖流系群及びご  
まさば東シナ海系群の別紙2の変更等）について
- 諮問第388号 特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及  
びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本  
海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系  
群並びにずわいがにオホーツク海南部）に関する令和4管理年度におけ  
る漁獲可能量の当初配分案等について
- 諮問第389号 特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）等9国際資源）に関  
する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について
- 諮問第390号 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一  
部改正について
- 諮問第391号 海洋水産資源開発促進法に基づく海洋水産資源の開発及び利用の合理化  
を図るための基本方針の策定について
- 諮問第392号 内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第42条第  
1項及び第46条第2項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則第  
9条の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について

それでは、答申書を藤田資源管理部長にお渡しいたします。

（分科会長から資源管理部長に答申書手交）

○田中分科会長 諮問事項はこれで終わりましたので、次に審議事項に移りたいと思いま  
す。

第6回及び第7回資源管理手法検討部会の結果について、事務局から説明をよろしくお  
願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の永田です。御説明いたします。

資料の8を御覧ください。資源管理手法検討部会の結果ということでございますが、こ  
の部会はTAC魚種の拡大の候補魚種につきまして、ステークホルダー会合に向けて論  
点・意見を整理するというための部会でございます。

部会の運営規則の第2条で、「部会は、調査審議の結果を分科会に報告し、分科会は、  
その結果を審議し、議決する。」となっております。事務局である水産庁から、今年3月

及び4月に開催された第6回及び第7回の資源管理手法検討部会の結果として取りまとめられた論点、意見について御説明をさせていただきます。

まず1ページですが、こちらは今年3月17日に開催されました第6回の検討部会の結果についてでございます。

第6回では、「マダラ本州太平洋北部系群」と「ヤナギムシガレイ太平洋北部系群」「サメガレイ太平洋北部系群」の3魚種について議論が行われました。

それぞれ「漁獲等報告の収集について」「資源評価について」「資源管理について」「SH会合で特に説明すべき重要事項について」という四つに整理しております。

まず、「漁獲等報告の収集について」でございます。

「マダラ本州太平洋北部系群」につきましては、自由漁業による漁獲や市場外流通を把握する体制ができていないか疑念がある。都道府県の集計方法、情報提供方法に統一性がなく、漁獲状況の把握が難しい。また、資源管理の検討の上で、海域別・漁業種類別の漁獲量の把握は非常に重要であり、統計情報のスムーズな入手方法の確立が必要であるといった御意見を頂いたところです。

「資源評価」につきましては、分かりやすい説明をということで、漁業者を始めとした関係者、あるいは、ステークホルダーに対してということですが、前年度からABCの算定の基本指針が変わって、大幅に減少した魚種については、特にきめ細かい説明が必要であるという御意見を頂きました。

そのほか、マダラの漁獲は年の海況による影響を受けやすいため、過去の漁獲実績だけではTACの設定は難しいと考えるといった御意見も頂いております。

「資源管理」につきましてはですが、当該資源を利用する漁業関係者は等しく取り組む必要があるということ。また、TACによる総漁獲量でのコントロールのみならず、産卵親魚の保護ですとか、仔稚魚の保護、小型魚の保護など、数量管理以外の措置も組み合わせた資源管理目標の達成のための手法検討が必要ではないかといった御意見も頂きました。

また、太平洋北部ということで、福島第一原子力発電所事故の影響がまだ残る海域での漁業実態を十分に考慮の上、資源管理に係る様々な事項を検討願いたいという御意見もありました。

青森県の御意見ですが、マダラにつきましては3つの系群・グループ（本州日本海北部系群、北海道太平洋、本州太平洋北部系群）が隣接しているということで、便宜的

に市町村集落等の境界で各系群の漁獲量としてカウントしているわけですが、地域によって漁獲の制限の差が生じてしまうといったところと、あとまた、マダラの流通を考えると、数量管理の開始時期は一律で行うべきであるといった御意見を頂いたところです。

「SH会合で特に説明すべき重要事項」といたしましては、混獲種の数量管理を適切に運用するための具体的な方策を提示するとともに、当該資源を数量管理することの必然性について関係漁業者の理解を得た上で検討を進めることが重要かつ不可欠という御意見を頂いております。

次のページ、「ヤナギムシガレイ太平洋北部系群」についてです。

このヤナギムシガレイと次のサメガレイ太平洋北部系群、これにつきましてはどちらも主に底びき網で漁獲されるものであり、漁獲の多くは混獲であって、専獲は限定的であるといった共通した状況もございまして、意見といたしましては大分似通ったものになっております。

まずは、ヤナギムシガレイの方から御説明いたします。

「漁獲等報告の収集について」ですが、一部の県では漁獲報告収集体制に問題ないといったこともありましたけれども、全国的に漁獲報告システムの整備のめどが立った段階で、TAC管理導入の可否を検討すべきであるといった御意見を頂いております。

また、市場において、銘柄別の仕分が十分にされないケースも多いため、正確な数量管理が難しい状況ではないかという御意見を頂きました。

「資源評価」につきましては、どういった手法で評価を行っているのか、漁業者が納得できるよう、分かりやすい説明を求めるとのこと。また、通年同じ魚種を狙っているわけではなく、季節や来遊に応じて様々な魚種を漁獲しているため、単純に漁獲量のデータが資源状況を推定する指標になるのか疑問であるといった御意見を頂いております。きめ細かい説明につきましては、先ほどマダラのところでもありました御意見です。

また、このヤナギムシガレイ、太平洋北部系群ということで、青森から茨城県までのデータが使われているわけですが、千葉県漁業者による漁獲というものがございまして、その扱いについても検討を進めるということで、取りまとめの案に入れております。

「資源管理」につきましては、国に対しては、まず現場に足を運び、漁業者に対する十分かつ丁寧な説明を行うとともに、現場の漁業者の理解と納得を得た上で、慎重に検討いただきたいという御意見。また、先ほど申し上げましたとおり、主に底びき網で漁獲されて

いるということで、混獲による漁獲の回避が難しいため、数量管理等はなじまないのではないかという御意見も頂いたところです。

先ほどマダラでもありましたが、漁業者間に不公平感が生じないように、等しく取り組む必要があるということ。さらには、「数量管理を実施しない」ことも視野に入れて検討すべきという御意見もありました。

また、原発事故の影響の残る海域ということで、先ほどマダラと同じ御意見ですね。漁業実態を十分考慮の上、資源管理に係る様々な事項を検討願いたいということです。

あと大臣管理区分、具体的には沖合底びき網の漁獲数量管理も県域で区別すべきということで、同じ海域で大臣管理区分である沖合底びき網と小型底びき網が操業、同じ魚種を漁獲しているというところからの御意見ですけれども、異なる漁業管理を行うことについて、漁業者の理解を得ることが難しいといった御意見もありました。

「SH会合で特に説明すべき重要事項」でございますけれども、先ほどのマダラと同様に、混獲種についての問題が御意見として出ているところでございます。

また、資源管理の措置に伴う減収等に係る経済的支援についても併せて検討願いたいという御意見がございました。

次、「サメガレイ」ですけれども、先ほど申し上げたとおり、ヤナギムシガレイとほぼ同じような取りまとめとなっているところでございまして、サメガレイのところだけに入っているところをかいつまんで申し上げますと、「資源評価」のところですか。近年、船が小型化して深場での操業ができない等の状況があり、当該操業形態の変化を踏まえて、CPUの標準化の精度向上に努めるということです。千葉県の取扱いについては、ヤナギムシガレイと同じでございます。

それから、「その他」として入れてありますけれども、資源管理以外に乗組員の確保や代船建造など、経営上の課題についても併せて検討すべきであるといった御意見も頂いております。

次のページにいきまして、第7回の検討部会の結果でございます。

第7回は4月21日に開催いたしまして、「マダイ瀬戸内海中・西部系群」と「マダイ日本海西部・東シナ海系群」、二つの系群につきまして議論が行われました。

まず、「瀬戸内海中・西部系群」についてでございます。

ここでは、四つに整理して取りまとめありますけれども、遊漁の採捕についていろいろと指摘されているところでございます。まず「漁獲等報告の収集について」。

自由漁業や遊漁による採捕量の収集について検討すべきである。また、漁獲枠配分の根拠となる、農林水産統計の精度に疑問があるといった御指摘もありました。

「資源評価について」ですけれども、特に瀬戸内海では、遊漁者が漁業者よりも多くの数量を採捕することも珍しくなく、遊漁者の漁獲圧をどのように扱うか検討する必要があるという御意見を頂きました。

また、コロナに伴う魚価の低下など、漁獲量の低下には資源量以外の要因もあることを考慮してほしいといった御意見もありました。

そのほか、サイズ構成、水揚額としての持続性、放流投資効果、漁業者の自主的取組——これは禁漁期の設定ですとか、漁獲サイズの制限ですけれども、こういったものも含めた漁獲シナリオを検討する必要があるという御指摘もありました。

「資源管理」につきましては、漁業経営に影響を与えるような極端な漁獲量の規制が生じないように検討してほしい。漁獲可能量管理を導入するに当たっては、現場の漁業者の理解を得て進めてほしい。瀬戸内海では入会が多く、共通の資源を利用するに当たって、隣県との管理方法の差異があるということは問題であるという御意見も頂きました。

「SH会合で特に説明すべき重要事項」でございます。ここでも利害関係者それぞれの具体的な対応を含め、丁寧に説明してほしいというところがございました。

漁獲圧が資源減少の原因となっている根拠、分析の方法及び内容、海況の変化等をどのように考慮して資源評価を行ったのかについても、特に説明すべきであるといった御意見を頂いております。

最初にも申し上げましたが、遊漁による採捕量の推計値を示してほしいということでの意見を頂いております。

また、瀬戸内海につきましては、これまでTAC管理に余りなじみのない地域ということもございまして、TAC管理の先行事例として、クロマグロのTAC管理に係る具体的な運用内容——TACの配分方法ですとか融通の仕組み、こういったものも説明すべきであるといった御意見を頂きました。

あとは、漁獲可能量管理を導入することのメリット、経営面での支援策。どの程度の漁業者の理解を得て検討を進めるのか、具体的な対応の基準ということについても説明すべきという御指摘を頂いております。

最後、「マダイ日本海西部・東シナ海系群」です。

まず「漁獲等報告の収集について」ですが、漁協、市場出荷については把握が可能だが、

市場外流通や活魚、遊漁の数量についてももしっかり把握すべきであるという御意見です。

また、あわせて、農林水産統計の収集方法、どのように統計のデータ、収集しているのかといった説明もしてほしいという御意見もございました。

「資源評価」につきましては、見ていただくと分かるとおり、かなり厳しい御意見を頂いております。資源評価結果（神戸プロット、将来予測）に疑問があると。資源評価結果は現場の感覚と合わない。評価結果に基づく数量管理を導入すれば大幅に漁獲量を削減する必要があり、経営が成り立たない。現場が納得できるデータをそろえ、再度計算し、改めて評価結果を示すべき。外国漁船や遊漁による漁獲の状況と資源評価への影響を示すべき。資源評価の精度、信頼性や他の系群との違いなどを説明すべき。検証可能なデータを開示すべきといった御意見がありました。

今回、この資源評価として出した資料を付けていないので、具体的にこういう評価でということが今手元にございませませんが、こういった御意見を頂いた理由といたしましては、基本的な資源評価のルールに基づいて算定したMSYについて、現状の漁獲量と比べると、やや増加するわけですがけれども、そのMSYになった場合の漁獲されるマダイの年齢構成が、実際に利用されている、利用価値のあるものとは大きくずれていて、余り利用されていない、かなり高齢の魚の割合が多く占めるというような部分があったということと、ベースケースで算定したシナリオのときに、当初、漁獲量が大幅に減少するというシナリオになっていたということから、こういった御意見を頂いたところでございます。

「資源管理について」ですけれども、先ほど申し上げたような資源評価の結果の説明だったこともありまして、MSYベースの目標管理基準値設定の妥当性について検討すべき。中長期的に安定した漁獲可能量が設定されるシナリオを採択すべき。このような御意見が出されたということです。

種苗放流が資源を下支えしており、種苗放流を反映した数量配分を行ってほしいといった御意見もございました。

また、底びき網、ごち網、定置網は、狙わずとも混獲があり、選択的な放流技術の開発や休漁補償等の影響緩和策と併せて慎重に議論する必要がある。また、操業停止になりにくい管理手法の検討が必要。このような御意見もありました。

また、先ほどもありましたが、遊漁者、外国漁業なども一様に管理に取り組むべきと、遊漁、外国漁業に対する御意見というのもございました。

「SH会合で特に説明すべき重要事項について」ですけれども、漁獲量の削減幅を抑え

た場合の将来予測結果について示してほしいということです。

また、マダイは多種多様な漁法により漁獲され、多くの漁業者、漁協が関係することから、丁寧な説明と十分な支援策が必要。資料は漁業者に分かりやすいよう作成し、開催前に余裕のあるスケジュールで資料を公表してほしいと、こういった御意見を頂いております。

このような形で取りまとめの案とさせていただいているところです。

以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について何か御意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○三浦委員 説明ありがとうございます。今説明をしていただいた最後のマダイのところについて、特に日本海西部・東シナ海系群に関してですが、説明会等で示された最初の漁獲シナリオでは、漁獲量3分の1に減少させるとシナリオが説明されたということで、漁業者からすれば現場の感覚と全く異なっているですとか、再度資源評価をやり直していただきたいとか、そういう意見が多数あったように見えます。浜からは、MSYを実現するための親魚量の年齢構成が7歳魚とか、売れないような魚が中心となっており、経済合理性に合わないのではないかと、40年も5,000トンから7,000トンの漁獲量で安定的に推移をしてきたにもかかわらず、以西底びき等を操業していた過去のデータとかを加味すると参考にならないのではないかと。同じく、安定した漁獲量で推移してきたにもかかわらず、今回のシナリオで漁獲量を10年間3分の1に抑えたとしても、10年後の漁獲量は1,000トンも増えず、500トンぐらいしか増えません。そのようなシナリオに意味があるのか等、厳しい意見が我々のところにも届いております。新たな資源管理につきましては、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進めるということがロードマップの中にもしっかりと明示をされていることですので、ステークホルダー会合を開催するに当たりましても、資源評価とか漁獲シナリオというものを示す場合におきましても、関係する漁業者はもちろんのこと、漁業者以外の方も含めて、十分かつ丁寧な説明を行い、理解と協力を得た上で進めていただきたいということを重ねて意見として申し上げさせていただきます。

以上でございます。

○田中分科会長 では、よろしいですか。

○資源管理推進室長 今三浦委員から御意見を頂きましたけれども、正に実際、この検討

部会でも非常に厳しい御意見を頂いております。そこで示したものは、先ほど御説明もしましたけれども、飽くまで基本のルールに従って計算した場合、かつベースケースでシナリオを作った場合どうなるかということをごさいますして、今回この取りまとめにも入っていますとおりに、目標管理基準をどう設定するのかとか、漁獲量の削減幅を抑えた場合の将来予測はどうなるのかということも含めて、この次の——次というか、ステークホルダー会合に向けての宿題ということで私ども承っているところですので、そういったものにも応える形で案をお示しして、また御理解、御協力を得られるように進めていきたいと思っております。

○田中分科会長 よろしいですか。

○三浦委員 よろしくお願ひします。

○田中分科会長 確かに80センチのマダイとか獲っても売れないですよ。マグロじゃないんだから。

ほかはよろしいでしょうか。

どうぞ。

○川越特別委員 この手法会議、オンラインで傍聴してはいたんですけども、本当に今三浦委員が言われるとおりに、物すごい皆さん、今回の国に対する説明は本当に納得いかないものだなと。というのは、安定した漁獲実績と、安定している中に本当に3分の1を提示されたときには、我々漁業者としてもこういうものを突き付けられれば、本当に漁業として成り立たないなと思うところがありました。本当にもう少し緩やかな資源量の推移で行うべきだと思います。

それと、タイのことなんですけれども、漁業者はこのように獲るんですけども、このコロナ禍の中、流通の方で養殖のマダイがかなり格安で売られておると。そこら辺も何か私としては、これから先、沿岸漁業もこういう資源管理をやる中で、漁業者、生産者の、現場で出てくる漁業者の生産のこともそうなんですけれども、そこと同じ、リンクする養殖の魚が、売れないから何か付けて売っているような感じ——まあ、表現はちょっと悪いかもしれませんが、格安な価格で何かほかの魚に付いてタイが売られているという状況があるという中で、なかなかこの資源管理をこうやってやる中で、数量を抑えられる中で、やはり獲る——獲ることもそうですけれども、やはり漁業経営としては売って何ぼの、売って何ぼで、お金が入って何ぼの世界ですから、そういう中に漁業者ばかりがいろいろな強いられた、こういう制限だとかルールをやる中に、やはり養殖のそういう

魚が同じ流通の中でそういう格安で売られていくというのは、養殖の魚だけが安く売られて、天然物だけが高く売られるとか、そういうことは絶対ありません。やはり天然のやつも、その相場によって下がっていくと思います。

そういうところで、そういうこともいろいろ考えながら、国はこれからこういう資源管理のルールのことでも、やはりそういうことを考えてやってほしいと。また、次の水産基本計画の中でも養殖業の推進ということで成長産業の中に入れてはいますがけれども、やはりそういうこともよく考えてやっていかんことには漁業者として、現場としては納得のいかないものだと思いますから、是非これから先、そういうことも頭に入れて、流通のことも頭に入れて漁業者にもそういう資源管理を進めていくということを求めてやってください。よろしくをお願いします。

○田中分科会長 御意見を頂いたということで、よろしいですか。確かに今、マダイ、養殖が6万トンぐらいあって、漁獲の方は2万トンぐらいしかないんで、プライスリーダーという意味では養殖に握られているわけですね。しかも、一、二キロの売れサイズばかり生産するわけですから、これはなかなか難しい。漁業は獲ってみないと分からないんで。なかなかその辺も経営的には難しい問題、漁業抱えていますから、何か御配慮いただければということだと思いますけれども。

ほかによろしいでしょうか。

どうぞ、本間委員。

○本間委員 北海道機船連、本間でございます。

私は北海道で底びきをやっていますが、現在自分らが獲っている魚の中でスケトウダラとスルメイカが現在TAC魚種になっています。その中でTAC魚種を拡大する中での検討部会ということですが、TAC、スケソウに関しても、もうTACぎりぎり近くなってきたときに、例えばマダラに行こうとか、スルメイカを獲っていて、数量、ちょっとやばくなってきたから、調整するのにカレイ類をひこうかというようなやり方をしてTACの数量を守って操業しているというのが実態なんですけれども、その両方が今度新しくTACの魚種になりそうだという部分での今検討をされているということですが、TACの数字が実際マダラにしても、次回検討されているカレイ類にしても、どういう数字がTACとなって出てくるのかは分かりませんが、そういう調整しながらやっている。今のTAC魚種のTACを守るために、数量を守るためにやっているマダラだったりカレイ類だったりというものまでもがTAC指定魚種になってしまうと、いきな

り多分どちらも、どっちに行っても混獲で、例えばカレイ類に行ってもスルメイカが入ったり、マダラに行ってもスケソウが入ったりということになるんで、なかなかきっちり分けて獲るとするのは難しいですし、その辺の混獲魚種という部分の扱いがどういうふうになるのか。ここにもいろいろ出ていますけれども、本当に本当に慎重に検討してやっていただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○田中分科会長 御意見を頂いたということなんですけれども、なかなか魚種が増えくると、どれも守らなきゃいけないということになると、結局投棄にということになって無駄が増える可能性があるわけですよ。投棄魚はね。そうなってしまうと、もう漁獲統計自体が信用できないという話になって、資源評価の結果も漁獲量に基づいてやっているんで、資源評価の方も大分影響を受けるという悪循環になりかねないので、何かその辺工夫が要るんだろうなど。

多分、今本間委員の意見としては、逃げ道になるものがないと困るということだと思うんですね。それは、でも……

○川越特別委員 逃げ道ではないですよ。その言い方はおかしい。

○田中分科会長 何か逃げ道って、いやいや、その代替資源という意味で、代わりになるものがないと困る。

○本間委員 価格帯もいろいろありますから、そのときの相場を見ながら、下がっているときにはちょっと一休みとかということは生産調整でしますけれども、確かに言葉を分かりやすく言うと、もしかしたらそういう部分もあるのかもしれないですけども、なかなか自分らの中で調整しながらやっていく、その調整のやりようが非常に狭くなるというんでしょうか。シーズン通してずっと安定して供給していきたいんですけども、なかなかそれが難しくなるんじゃないかなというふうに思います。

○田中分科会長 よく分かります。私もそういうのを一番心配して、魚種が増えるときと無駄が出てくる。

ウェブはよろしいですか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋特別委員 私も特に沖底の場合、非常に懸念をしています。T A C魚種が複数増えて、前回か前々回も言いましたが、いずれかのT A C魚種が割当分を消化をした場合、その魚種については当然網に入ってくるわけですから、会長が言われるように投棄をするか、沖での選別の問題です。少ない人数で、デッキで波をかぶりながら、頭から波をかぶりな

がら、その場所で選別をするわけですから、果たして魚が主なのか、人間の生命が主なのか、いずれ、どちらなんですか。

それから、「付加価値を深める」「付加価値を高める」という美名の下で、そのしわ寄せというのは全て乗組員に来るわけです。そういうことをしっかり考えていただきたい。資源管理は確かに大切なことは誰でも分かるわけですが、しかし洋上で整理を、選別をしながらやっている皆さんのその努力や過重労働、こういうことは一切考慮されていないと私は思います。TAC魚種を増やすということだけが先行していて、それを誰が選別しているのですか。そういうことはどこでも論議をされていない。やはり資源管理を言い出す前に、そういうことも含めた検討をしていただきたい。我々は沖で苦勞しながら魚を獲ってこなくてもいいのです。苦勞しながら選別するのは水揚げ金額を向上させるために行っている。本当にそれが正しいのかどうかですね。

ほとんどの魚をTACに指定していきたい。そういうふうになればなるほど、イカ、サバ、スケソウもTAC、それから今回マダラもそうです。それ以外にまた何らかの魚がTACになる。それからTAEも出てくる。そうしますと、漁船員は何をどのようにすればよろしいんですか。そうであれば、全て選別をせず、陸へ持ってきて、陸で選別をしてもらう以外ないです。過剰なTACを獲った場合、それはどのように処理をするのか、それが違反なのか、そういうことは陸の方で考えていただく以外ないと、私はそう思っています。

そういうことも含めて、もう少し真剣に考えていただきたい。ただTACありきの話ではなくて、TACを決める以上は、それに付随するものがあるということも一緒に考えていただかないと、このTAC資源管理、これは制度として成り立たないと、こういうことになろうかと思っています。

私の方からは以上です。

○田中分科会長　という御意見を頂いたということによろしいですか。

多分魚種ごとだけでなく、全体的な操業計画というか、そういうものがないんですよ。個別にこれはこれ、これはこれ。これだけ積み上げても駄目で、うまく獲るにはどういうふうな操業形態がいいとか、獲らないようにするためには何月禁漁にすれば、その分減るわけだからとか、そういういろいろな組合せでやっていかないと駄目なんだけれども、今のところ、そこまでのビジョンを示すところまで行っていないと。魚種ごとに割当量を出して、はい、終わりという段階なんで。本来ならば、こういうふういろいろな

方法を組み合わせて、漁期とか漁場とか、そういうものも含めて、ズワイなんかそういうやり方をしているわけですね。いろいろな、アカガレイまでひかないようにするとか、いろいろ工夫をして、そういうふうに組み合わせてやれば、こういうふうに全体としてうまく漁獲量管理ができるというビジョンを水産庁にお示しいただきたいということですね。よろしいでしょうか。

○資源管理部長 ありがとうございます。多分皆様方から頂いている意見は担当の方もよく、資源管理の手法検討部会とかで承って認識をしていると思います。だんだん、今までのように魚種、結構固まって獲れるものから、だんだんいろいろな操業の中で複数魚種が獲れるような、そういう魚種になってくると、今皆様が言われたような議論がどんどん浮かんでくるということなんだろうと思います。資源管理手法検討部会とかで言われている話は、恐らく今後の話として、本日言われたような話を相当承ったということでございますので、我々の方もしっかりそういったものを、承ったものを踏まえながら、しっかり資源管理ができる、あるいは資源管理と漁業がちゃんと成り立つというんでしょうか、そういったものを見いだすように努力をしたいと思います。

引き続きしっかり皆様の意見を伺いながら進めたいと思いますので、是非よろしく願いいたします。

○田中分科会長 この検討部会の結果については、これはステークホルダー会議に向けての準備資料というか、そういう位置付けになろうかと思えますけれども、特段何かここに書き加えるべきことがありますれば、ここで御審議いただくということなんですけれども、どうぞ。

○川越特別委員 今回の手法検討部会の中でも出ている意見で、やはり漁獲報告というところで、前回の審議会でも意見を言わせてもらったんですけれども、この漁獲報告システムについての国として作業は進んでいるんですか。システムの構築に漁獲報告、皆さんが懸念を示している漁獲報告、漁獲実績が統計的、どうやって獲るのかというところの意見がこれ毎回出ていますよね、はっきり言って。水産庁としては、それについての、今のこの漁獲報告システムについての何か進捗状況はあるんですか。ちょっと御説明をお願いしたい。

○田中分科会長 これは漁獲の、これは多分迅速な集計の話がされているんですよね。毎日のとか。

○川越特別委員 いや、結局、漁獲報告が漁獲実績とみなされるわけだから、そこから資

源評価になるわけでしょう。だけど、そこの信憑性がない。いろいろな市場外流通もあり、漁協の販売、市場での販売、そういうところの漁獲報告がきちっとしたものが取れるかということは皆さん意見があるんですわね、はっきり言って。それを踏まえて、これ毎回出ている話でしょう、毎回。だから、これからステークホルダーに向かう中に、こういう意見のアンサーを出さなきゃ駄目でしょう、はっきり言って。そういうことがこの部会でも出てこない、毎回。だから、今のそういう、この懸案についての水産庁としての対応、今の進捗状況、何かあるんですか。何もやっていないんですか。

○田中分科会長 では、どうぞ。

○資源管理推進室長 統計の取り方のところにつきましては、農林水産省の統計部と、どのような形でデータを取っているのかということ、各地域ごとに実際のところを聞き取った上で、どういったところのデータが合っていない、どういうところを補う必要があるかというようなところから、今情報交換から始めて、より正確なデータが取れるようにということで話を進めているところです。

○川越特別委員 次の基本計画にも出ているんですけれども、やはり民間の事業者との連携を伴って、そういうことに対応してまいりたいということもうたっておりますが、やはりそういうことの企業だとか、そういう方とのタイアップはないんですか。今現在、そういう漁獲報告成績表だとか実績だとか、というものをいろいろ試みしておるイノベーション企業ありますわね、はっきり言って。そういうものと、国がいろいろな御相談だとか検討して、将来的なそういうシステムの構築とかいうことは進んではいないんでしょうか。

○管理調整課長 すみません、漁獲データについては、例えば市場に上がる情報については県の方で協議会を国の予算を使って立ち上げていただいて、データの吸い上げをして、電子的に国の方で一括するような、今環境整備を行っているところです。ですから、そういった中でJAFICさんも含めて漁業情報の扱いに得意な分野の団体なんかも入れて、効率的に漁獲データを集めて、資源評価の方にも使っていくと。そういうことで、今国の方では動いているところでございます。

○川越特別委員 私ら現場の漁業者として、そういうことはもう既にいろいろな先生方とも、企業ともいろいろ接触をして、いろいろなことも活用しております。いわゆる西日本なんかだったら、下関の水産大学の松本先生なんかやっている2そうびきの漁獲成績報告、ああいうことも私ら1そうびきの底びきにもできないかというようなお話も頂いたと。

また、今回、この農林中金の農林水産第1号で融資を受けた福岡県のライトハウスというようなところとも、今結構、沿岸漁業の方々との、いろいろなアプリを使っている、漁場のデータ報告だとかということも結構進んでいますので、やはりそういうところとしっかりといろいろなことで連携して、活用できないかというような試みを私はやっていくべきだと思います、はっきり言って。

だから、そういう作業は将来的な、まあ、これ1か月、2か月でできる話じゃないんですけれども、ある程度そういう計画、そういうような方向性も提示しながら、漁業者の方に理解を求めるといことも必要じゃないですか。ただ、うたい文句だけで、ただここをやっていく、やっていくと言っても、ここで毎回聞いているんだけれども、何かしらそういうものが出てこないから、今回それをちょっと質問したんですけれども。やはりそういうことも早急に検討して。まだなかなか、それははっきりしたものは出てこないんでしょうけれども、ただ、そういうことに結構尽力を尽くしているところもありますので、そういうことはしっかりと活用して、国もシステムの構築を早急に図るべきだと思います。その、そういうことがちゃんとできるようになれば、またこういう資源管理の方もやりやすいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○資源管理部長 ありがとうございます。ちょっと言葉が足りなかったと思うんですけれども、まずこれまでの話で言うと、正しく統計情報部のデータを資源評価に使っているというのがあって、それを、要するに正確性があるのかという議論がまずあった。それにつきましては、担当の方が統計部と打合せをしまして、かなり細かいところまで打合せをして相当程度、ちょっと時間が遅れているんだと思いますけれども、かなり正確なところまで実際は推計をしているんだなというところは、何か感度として我々は頂いています。

ただ、資源評価に使うということになると、統計部がまとめるタイミングというか、それはかなり遅いので、それがタイムリーにできるのかというのは別の議論があると。

一方で、スマート水産業の関係とかロードマップの関係で申し上げますと、正しく市場に上がったものはしっかりタイムリーに把握しようという話を各都道府県なり市場の方に協力を頂きながら、そのシステムの導入を進めていると。そういう話はやっている。

それとは別に、おっしゃるように、市場に上がらないものをどうするか、あるいは船の上でいろいろ既に作業をされているような話があって、そういうものを例えば漁獲成績報告書と連動させると、非常にスピーディーに、漁業者の負担も少ない形で資源評価に有用なデータも集められるんじゃないかというところが多分川越委員が御指摘の部分で、それ

は確かに各地でいろいろな取組がされていまして、そういったものをいかに今我々が全体像として作り上げようとしている中に組み込むか、活用できるかというのはおっしゃるように課題だと思っております。

あと、遊漁の話はちょっと質が違うんですけども、滋賀県の方では、御承知かもしれませんが、余り市場がないんですね。だけど、漁業者の漁獲報告をしっかりとやろう、やってもらおうということで、漁業者の方にしっかりと報告をしてもらうシステムをスマホとか、それを作ってもらって今稼働、試験稼働だったかな、し始めているんです。ああいうのをうまく広げれば、少しはもうちょっとほかのところでの漁獲情報の収集とかにうまく活用できるんじゃないかということで期待はしていまして、その部分、例えば滋賀県がやっているやつは確かに国の方の事業の一環でそういうアプリの開発をやってもらったりしていますので、しっかりと受け止めて、いろいろなところでいろいろな得意分野の方がやっているものをうまく活用するということだと思っておりますので、それを受け止めて取り組んでいきたいと思っております。

○田中分科会長 では、企画課長。

○企画課長 今の話と同じような話になっちゃうんですけども、これからちょっと説明させていただく基本計画の中でも、55ページに書いてあるんで、これをちょっと先に御紹介しておこうと思うんですけども、55ページのところに「スマート水産技術の活用」というのがあって、その中に「資源評価とか管理に資する技術開発と現場実装」というのがあって、今皆さんにおっしゃっていただいているような、市場を活用して400か所のデータを収集するとか、そうしたことはしっかりとやっていくと。令和5年に向けてやっていくということでありまして、「さらに」というところにありますけれども、国が収集したデータとか、民間が生産現場で収集したデータの共有・活用を促進するために、今水産庁は何をやっているかという、データポリシーとあって、皆さんから頂いている情報の中には個人情報とか、例えば漁場の情報とか、秘密の情報とか、そういう何か簡単に提供するのがふさわしいかというのを検討しないといけないものがあるので、そうしたデータの在り方を整理している段階でございまして、そうしたものが整理されてきますと、そういうデータを用いて民間の方がどういうふうに使っていくとか、さっき部長から話がありましたが、スマホを使ってやっていくとか、いろいろな可能性が出てくるもので、まずはデータの在り方を整理しているところとございまして、そうしたものが進んでいきますと、民間でどんどんいろいろなデータを活用して、共有していくようなことができてくるとい

うことでございます。

○田中分科会長 よろしいでしょうか。一応検討部会、ステークホルダー会議に向けての準備作業の項目には「漁獲等報告の収集について」というのは大体どこにも上がってきて、みんな課題としてなっています。

○川越特別委員 そのとにかく懸念を払拭するためにも、少しそういう説明があってもいいんじゃないですか。やっているんだから。隠してやっているわけじゃないでしょうから。まだちゃんとしたものがないからということで、今実証化段階だということは聞いていますから。

○田中分科会長 なかなか多分進んでいないのが遊漁だと思います。

○川越特別委員 それは仕方ないね、遊漁は。

○田中分科会長 では、一応御指摘の事項はここに入っているということでよろしいでしょうか。

ほかになければ、この第6回及び第7回資源管理手法検討部会の結果については原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

水産庁におかれましては、「漁獲等報告の収集について」は丁寧な説明をよろしく願いたいと思います。

では、承認していただいたことにさせていただきます。

このように決定いたしましたところなので、事務局におかれましては、この取りまとめ報告を踏まえまして、各資源に関する資源管理方針に関する検討会、いわゆるステークホルダー会合に向けた準備を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

これで審議事項は終わりました、それでは報告事項に入ります。

事務局より報告事項が5件あります。

まず企画課長の方かな。まず、新たな水産基本計画の概要について説明をよろしくお願いいたします。

○企画課長 ありがとうございます。企画課長でございます。

資料の9でございます。全体ではかなり分厚い資料になっていますけれども、1枚目が簡単な概要を説明しているものでして、1枚の表裏でございますが、これで簡単に御説明できればと思っています。

水産基本計画って、もう皆さん、言わずもがなと思いますけれども、水産に関する、今後10年間の施策というものを決めていく基本的な方針ということでございます。これは平

成13年に水産基本法というのができまして、それを受けて概ね5年ごとに計画を見直してきている状況でございます。平成14年、平成19年、平成24年、平成29年と、これまで4回作ってきておりまして、今回5回目ということでございます。

一番上の「前計画」というのが左にございますが、これは平成29年の計画のことございまして、これは浜単位で所得向上を図っていこう。漁業の成長産業化とか資源管理の高度化なんかを進めていこうということで、「施策の方向性」としては、産業としての生産性の向上と所得の増大ということで、「浜」単位の浜プランを作ってしっかりやっっていこうという話が大きなポイントになってございました。

あと、沖合とか遠洋につきましては、国際競争力の強化ですとか、あと水産資源と漁場環境の保全・管理ですとか、水産・漁村の持つ多面的機能の発揮みたいなことを前計画では規定していたと。

その下に「+」と書いてありますけれども、「情勢の変化」というのがありまして、「水産改革」というのはこの29年から現在に至るまで、まず漁業法の改正があって、科学的根拠に基づく数量管理だったりとかロードマップというのが策定されて、444万トンという目標が設定されたり等、あとは養殖戦略とか輸出戦略というのができた、1.2兆円という目標が設定されたということがございます。

次に、「自然環境・社会経済」と書いてございますけれども、不漁の問題ですとか、あそこを書いてございませぬが、燃油の高騰ですとか配合飼料高騰とか、地震とか軽石とか、赤潮とか新型コロナとか、もう挙げ出せば切りがないぐらい、いろいろな社会環境の変化というのがあります。また、SDGsとか環境問題にちゃんと対応していかないといけないとか、デジタル化というのでも進めていかないといけないみたいなことが出てくると。

こういった情勢の変化を踏まえて、右側でございまして、三本柱で整理したらどうかということになっています。

「第一の柱」って青くございまして、海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理とこのをしっかりとやっっていこうというのが第一の柱で、真ん中の緑色の部分でございまして、第二の柱」というのは増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現と。「第三の柱」というのが地域を支える漁村の活性化の推進と。この三つの柱で整理をさせていただきます。

その三つの柱が具体的に真ん中よりも下の、「水産基本計画のポイント」という方に三

つ細かく書いてございますので、目を真ん中よりも下の方に向けていただきまして、まず一番左側の「水産資源管理の着実な実施」の部分でございませうけれども、言わずもがなでございませうが、資源調査・評価をしっかりとしていこうと。デジタル化なんかの進展も含めて、データ収集なんかもしっかりしていこうと。

その横に「P 7」と書いてあるのが基本計画の本体のページを指してございませうので、索引的に後ほど御関心のあるページを見ていただければと思ひます。

資源管理を着実に推進していきませうということでロードマップを作つて、資源評価対象魚種を200魚種程度に拡大したりとか、MSYベースのTACというのを8割目指していこうとか、あとは大臣許可漁業にIQとかを入れていこうみたいな話を書いてあると。

次の柱でございませうけれども、「海洋環境の変化への適応」、まあ、不漁への対応ということでございませうが、これもちゃんと変動リスクというのもしっかりと把握していかないといけませんし、そういう変動に対応できるような経営体というのも考えていかないといけませんし、あとはこれ沿岸というよりは遠洋とか沖合とかの話になるかもしれませうが、複合的な漁業等の新たな操業形態への転換というのを進めていかないといけませんし、国際交渉もしっかりやっけていかないといけませんし。

あと漁業の取締りとか、密漁監視体制というのも強化していかないといけませんしというのが第一の柱でございませう。

続いて、緑色の第二の柱の方に目を向けていただきまして、まずは「漁船漁業の構造改革等」と書いてございませうが、沿岸についてはいろいろ書かせていただいておりますけれども、現役世代を中心にしっかりと漁場の有効活用というのを進めていかないといけませんし、あと未利用魚の有効活用についてしっかりと浜の皆さんとも意見交換なんかをしながら、高付加価値化というのを目指していかないといけませんし、沖合については、さっき申し上げたとおり複合的な漁業とか段階的に転換していかないといけませんし、船型とか漁法とかも見直していかないといけませんし。遠洋漁業につきましては、新たな操業形態を検討して、例えば海外市場なんかも含めた販路の多様化なんかもしていかないといけませんし。

「養殖」については、成長産業化に向けて、まず求められているもの、マーケットイン型の発想でもって養殖業を推進していかないといけませんし、大規模沖合養殖とか、また陸上養殖については届出制の導入なんかも書かせていただいております。

「輸出の拡大」は、2030年までに1.2兆円に拡大するという話。

「人材育成」につきましては、国内の新規就業者というのをしっかりと確保していかないと

といけませんし、あとICTとか、こうしたものでいろいろな合理化とか省エネ化とかできるようなところがあれば、そういうこともしていけないといけないと思っていますし、海技士が必要だということも当然でございますので、海技資格の早期取得に向けた取組というのも進めていかないといけないし、国内の人でどうしても足りない場合には外国人材というのも受け入れていかないといけないので、そういう環境ということも整備していかないといけないというのを書いてございます。

次は「経営安定対策」で、新型コロナ感染症とか漁獲量の動向なんかもいろいろ十分踏まえつつ、漁業収入安定対策の在り方ということも整理していかないとはいけませんねということが書いてございまして、これが第二の柱でございます。

右側にまた目を向けていただいて、今度は赤い部分、第三の柱でございますが、「浜の再生・活性化」で、漁村の活性化を図っていこうということで、まず漁業の活性化でやっていこうということで、拠点漁港を再編するとか集約するとか、機能強化するとかをしていきますけれども、漁業以外の産業の取り込みによって漁村全体を活性化していこうということで、「海業」というのを今回新しく入れておりますが、そういうものの振興をしながら漁村の環境整備というのもしていけないといけませんし、「浜プラン」の部分において、今までは所得の向上だけを目指していたんですけれども、交流事業とか人材確保の取組とかも入れていかないといけませんねという話。

2点目が「加工・流通・消費に関する施策の展開」ということで、国産加工原料というのを安定的に供給していかないとはいけませんし、あと中核的な加工業者の育成とか、外国人材の活用というのもしていけないといけませんし、流通の部分ではIUU漁業というのを撲滅させていかないとはいけないということで、国際約束等に基づいて措置を適切に履行するとか、水産流通適正化法が施行されますので、その施行に向けてどうするかとか、あとは2年ごとに検証していこうみたいなことが書いてあると。

消費については、国産水産物の消費拡大ということなどが書いてありまして、あとは「防災・減災、国土強靱化への対応」というのが書いてあると。

下のところの左側に、だいたい色で「水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策」ということで、みどりの食料システム戦略というのを作っていますので、これは水産でも適用させていくと。あとはスマート水産技術。先ほど御紹介した55ページでございまして、こういったことが書いてあると。あとはカーボンニュートラルへの対応ですとか、新型コロナへの対応、東日本大震災からの復興というのが書いてございまして、右端

に「水産物の自給率目標」というのが書いてございまして、これはロードマップで444万トンという目標、そして輸出を1.2兆円という目標、それぞれ設定されておりますので、こういうのを基に計算式ではじきますと、一番右端にございしますが、食用の魚介類で94%という自給率を目標としないといけなくなっていると。魚介類全体でも76%、海藻類72%と。ここはなかなか厳しい御意見もあった。「実現できるか」という厳しい御意見もあったんですけども、やっぱりロシアのウクライナ侵攻とかの中で食料安全保障というのは極めて大切だと、自給率というのはしっかり高めていこうということで、皆さんから一定の御理解は頂いているということで、しっかり実行させて、達成していけるように頑張っていきたいと思っています。

裏面は、これは御参考でございまして、**「水産施策の主なK P I」**を整理してございます。「漁業」「養殖業」「輸出」「水産業全体」につきまして、それぞれK P Iを設定してございまして、進捗状況の整理がされているということでございます。

私からは以上でございまして。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について何か御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願ひします。

木村委員、どうぞ。

○木村委員 実はこの間、私、地球環境小委員会というのがございますよね。あちらの方で意見の提出を求められたので、そのときに水産庁との関係、水産庁の人にも説明してもらったんですけども、やはり同じことなんですけど、このK P Iの中で、「ニホンウナギ、クロマグロなどにおける人工種苗比率100%を実現することに」——まあ、「加え」の後はいいかと思うんですが、「実現」ということが書かれているんですが、100%にすること自体が水産資源の有効活用だとか、それから漁業だとか、食料安全保障も含めて適切なことではないと私は思っています。やはり海洋というのは巨大な養殖場なんですね、ある意味で。そこにおいて効率的に漁獲を行うことによって食料安全保障の問題まで解決することもあるので、人工種苗生産を100%にすること自体が、つまり完全養殖を目指すというような考え方自体が必ずしも正しいわけではないと思います、これは。第一、100%無理な数字です、これは。はっきり言いますけれども、2050年は無理です。なので、やはりそういうふうなことを考えて、見直すということもちょっと考えた、目標で持って高い数字、志を目指すのは結構なことなんだろうと思うんですけども、K P Iで100%と書か

れると、これ自体に無理な数字がいろいろと含んでいますので、是非御検討いただきたいということをこの間、小委員会の方では申し上げたので、ここでも同じことを申し上げさせていただきます。

○田中分科会長 ありがとうございます。御意見を頂いたということでもよろしいですか。

○木村委員 「御意見いただいた」となると、御意見いただいて、はい、そうですかになっちゃうので、できれば御回答を頂きたいと思います。

○田中分科会長 はい、了解です。

○企画課長 小役人的な回答となり大変恐縮なんですけれども、「水産施策の主なK P I」については「参考程度」と私申し上げたんですけれども、水産基本計画の閣議決定をこれしておるんですけれども、その中にはこのK P Iというのは策定することになっておらず、閣議決定のものにはこのページの話は入っていません。

なので、改めて今回、閣議決定したとか、意を新たに100%目指すんだみたいなことを決めたわけではないということをまず前提としてお伝えしておきたいと思います。

そうした中で、この「みどりの食料システム戦略」の中に既に位置付けられているこれらについてどう対応していくのかというのはよく整理していかないといけないと思っていますので、先生の頂いた御意見も踏まえて、よく水産庁内で相談しながら対応していかないといけないと思っております。

いずれにしても、改めて決めたものではないということだけはお伝えしておきたいと思っています。

○田中分科会長 木村委員、どうぞ。

○木村委員 承知しました。是非御検討ください。

○田中分科会長 でも、できたらいいよね、こういうのもね。目標を作らないとやらないからさ。

ほかはよろしいですか。これは報告事項。

高橋委員、どうぞ。

○高橋特別委員 基本計画の22ページの捕鯨の話ですが、どう考えておられるのか、お伺いしたいのですが。

IWCから脱退をした後、商業捕鯨に入って、もう今年4年を迎えるということになりますが、国連海洋法の中の65条に「海産哺乳動物」の項目があって、「特に、鯨類については、その保存、管理及び研究のために適当な国際機関を通じて活動する。」と、こうい

うことになっているわけです。IWCは日本の意思に基づいて脱退をしたわけですから、そうすると、「適当な国際機関を通じる」ということは、今現在、日本はどこの国際機関に通じているのか。NAMMCOなのか、それとも新たな国際機関を作るのか、その辺が明確ではないような気がします、その辺はどのようにお考えなのか教えていただきたいと思えます。

○田中分科会長 これは。

○資源管理部長 ありがとうございます。海洋法条約に基づく国際機関との連携の仕方とか、そういうことだと思えます。

IWCを脱退するときの官房長官の談話の中ではしっかり、一つはIWCの科学委員会とかへの関与といいますか、そういったものは継続をするというふうな話を前提にやっておりますので、しっかり我々が海洋法条約との関係、あるいはこれまでの国際社会との経緯の中で批判を受けないように、変な意味でですね。必要な、NAMMCOについても協力をしていますけれども、しっかり連携をしてやっていくということだと思っております、具体的に今この場で、例えば新しい国際機関という、そういうところまで言及できるような状況ではありませんけれども、しっかり国際社会で日本が何か変なことをやっているというような批判を受けないような形での、正々堂々と捕鯨をやっていくということで考えております。

○田中分科会長 よろしいですか。

○高橋特別委員 正々堂々ときちんとした形でやっていただければ非常に有り難いですが、IWCの、先ほど官房長官の談話の話もありましたけれども、IWCはとっくの昔に脱退をしているわけですね。もう一切日本とは関係のない。ただ、科学委員会には情報提供すると、こういうことでしょうか、そうしますと表現が正しいかどうかは別として、どこの国際機関にも属していないわけです。ですから、早急に適当な国際機関というものを構築をするのか、先ほど申し上げましたけれども、NAMMCOに加盟をするのか、土台をしっかりしていただきたい。その上で捕鯨を継続していただければ非常に有り難いということで要請をしておきたいと思えます。

以上です。

○田中分科会長 要望は承ったということで。一応科学委員会等にデータの提供とかはしているということですね。オブザーバー参加もしていると。

よろしいでしょうか。御質問、御意見。

本間委員、どうぞ。

○本間委員 北海道機船連、本間です。

これだけ立派な計画を我々海に携わる人間に対して考えていただいたということですから、この中で本当に一つでも、これだけは今回の計画の中で実現できたよねということを実感したいなというふうに思います。そのために、例えば、私でしたら底びきですから、中央にある全底なり何なりを通じて、例えば自分のところに、底びきのことでこうこうしたいんだけど誰も誰か人紹介してくれないかいというような相談をされて、一つでも実現できるように。浜に足を運ぶなり、必要であれば私の方から出ていきますので、そういうような形で良い結果を出せばいいなというふうに思いましたので、一生懸命みんなで真剣に取り組んでいきたいなと思います。

よろしくをお願いします。

○田中分科会長 頼もしいお言葉、ありがとうございます。

よろしいですか。何か大分プレッシャーかけられたような気がします。一つでもできないと、一つもできなかったら何だったんだという話になっちゃう。

○川越特別委員 先ほど高橋委員が言われたとおり、今回の知床のああいう事故が、皆さん報道——まあ、私らも報道で見るしか知識がないんですけども、やはり地元の漁業者にもそれなりの負担が掛かっていますわね、はっきり言って。やっぱりそういう中で海業を促進するというようなことでなっていますけれども、やはり全国的に見ても、ああいう観光船だとかああいうものが大型船よりも、20トン未満のものでやられるということは、いろいろ今問題になっているのは、やはり経費の負担だとか、そういうコストという面で20トン未満の方がかなりいいんですわね、経営的には。

それで、私も今回びっくりしたんですけども、あの船なんかでも最大搭載人員が65名という、ああいう19トンの船で、底がない船で最大搭載人員は65名と。完璧に乗りが悪いよねと。そういう中で1メートル以上の波高の中での航行なんかは、はっきり言って無理だと思うんです。ああいう事故が起きて、本当に悲惨なことだと思う。

だけど、あそこの地域じゃなしにも全国的に、我々の遊覧船事業も、もうこのゴールデンウィーク、キャンセル。もうはっきり、すごいもうキャンセルで大打撃を受けています。

このようなことで、今国もこういう地域活性ということで、本当に我々、海業については賛成です。なかなかこういう過疎地域の漁港の町は若者も減っていく。そういう中に観光の人が入ってくるということは、確かににぎわいもあっていいことだと思います。

だけど、とにかく海の怖いところは、そういう事故が1回あれば、それはもう全国的に海は怖いよなというようなことになってしまいますので、やはり先ほど高橋委員が言われたとおり、そこは検査ですね。やはり20トン以上のこういう漁船なんかは、もう本当法令にのっかってしっかりとやっておると思います。しかし、今回見たときに、ああいう検査で、JGの検査で通るのかなと、私は本当に愕然としました。我々がやっている漁業との物すごい差の開き。

なぜ小型船舶というか、20トン未満になったら本当に何か余りにも簡略的というか、ああいうのがある。だけど、一つ間違ったら、これは大きな人災になりますから、そこはしっかりと国土交通省の方とも連携して私はやってもらいたいと思います。

だから、その今回危機感が、一つ間違えば国が進める海業も何もかもパーになってしまふんじゃないかなと思うところありますので。

今までも遊漁だとか、特にレジャー、私らの県なんかだったら明石海峡の明石のタコなんかでも、漁業者よりもレジャーの方がタコを釣っている、多いと。本当に報道で見ると、幾ら注意しても逃げないというようなことで、何か今回もここにうたってありますように、レジャーなんかはこれからもマナーの向上とルール作り検討。いや、もうマナーじゃないです、はっきり言って。「マナー」とかという表現でやっていたら、マナーですから、はっきり言って。だから、そういうところをどのようにして国土交通省とやっていくかということも検討いただきたい。そういう人口の方が増えていますから、で、漁業者は減っていくと。本当に漁業者が物を申せない。

うちの事例なんかだったら、漁業者の貝採り漁業をやっている人たちの潜水を邪魔して、水上スキーなんかでも邪魔をすると。邪魔をしてどこかへ行って、その後潜って獲るとか。いって。とにかく、もう高齢化社会、高齢化の漁業者をもう本当にばかにしたような興業も進んでいるということで、やはりこの海業のこと、まあ、本当に明るい漁村になるかなと思うんですけども、そういう事例もあるということで、ここについては文言はまだ何か少ないですから、書いてあることは。やっぱりそういうことの対策をやってもらって、本当に明るい海業ができればいいなと思っておりますので、その点、今回、この知床事故のことに付随するんですけども、よろしく願います。

○田中分科会長 要望を承ったということでよろしいですか。ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

では、ウェブ参加の齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 齋藤です。

今までの議論の中でもあったんですけども、漁業を行っていく中で最大の道具である船。船ですけども、漁船。当然ながら、安全な漁船、それからロボット化の導入、それからIT等の導入、それからこの中には脱炭素、カーボンニュートラルみたいなことも盛られているわけですけども、そういった多くの船の改善、改革も求められるわけであります。

そんな中で現行の漁船のもうかる漁業の制度、それからリース、漁船のリースの制度、これはそういった課題を解決を図っていくにはまだ不十分であると。制度の改善を強く求めたいと思います。よろしく願いいたします。

○田中分科会長 これも要望を承ったということによろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

なかなか注文を付ける機会はないと思うんで。10年ないから。

○企画課長 5年ごとに見直しはしていますから。

○田中分科会長 そうか。

○川越特別委員 そんないっぱい注文していいんですか。

○企画課長 お手柔らかに。

○川越特別委員 抑えているんですけども。

○田中分科会長 そうだよ。出したら切りがないね。

では、一応ここで御意見、御質問は承ったということにさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして報告事項、太平洋クロマグロの資源管理について事務局から説明をよろしく申し上げます。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料の10-1を御覧ください。

まず、令和4管理年度における漁獲可能量の繰越し及び追加配分等について御報告させていただきます。

資料の表紙をめくっていただきますと、まず令和4管理年度の現時点での漁獲実績ということなんです。

今この資料に載っておりますのは、3月末時点ということですので、令和4管理年度につきましては大臣管理区分のみでして、知事管理区分は4月からということですので、この数字は大臣管理区分のもののみとなっております。

小型魚ですと136.5トン、大型魚は362トンというような漁獲状況となっております。

次に3ページ、スライドだと5になりますけれども、令和3管理年度の未利用分の繰越数量等による追加配分結果の報告をさせていただきます。

ここにつきましては、前回、3月の資源管理分科会におきまして御承認いただいた方法で令和3管理年度からの繰越しの追加配分を行った結果というものでございます。

考え方、配分方針というのは前回御説明したとおりでございます。その配分の具体的な規定につきましては、この資料の後ろの方、23ページ以降に資料10-3ということで、「くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領」ということで付けさせていただいているものでございます。これに従いまして、繰越しの追加配分を行いました。

6ページ、スライド右下の11というところを御覧ください。これが令和3管理年度における繰越実績という数字、まとめたものでございます。3月に見込みとして示した数字と比較すると、漁獲実績が見込みよりも多かったということで、繰越しの数量としては実際は少なくなったというところでございます。

都道府県別の漁獲実績、繰越数量、ちょっと数字、字が細かくて申し訳ないですけども、次のページ以降に記載しているとおりでございます。

資料の8ページ、スライドで言うと15というところを御覧ください。

繰越しの分を繰り入れた国の留保からの追加配分、繰越分についてですけれども、大臣管理区分、都道府県ごとに当初配分の10%までは未利用分を繰越し可能とするということで、これを超える部分は国の留保に入れて再配分ということで追加配分を行っております。

小型魚につきましては、全量を沿岸漁業に、大型魚につきましては沿岸漁業に優先的に配分するというので、国の留保に必要な数量を残した上で追加配分を行いました。令和4管理年度の繰越し後の国の留保からの追加配分は、小型魚については491.2トン、大型魚については318.3トンという結果でございました。

この配分につきましては、枠を譲渡した都道府県へのいわゆる譲渡メリットという部分、また消化率が高い都道府県への消化率メリットということで、該当するところには上乗せしているということでございます。

消化率メリットの部分は先ほど申し上げたとおり漁獲実績が、消化率が高かったということで、見込みのところよりも、まず配分原資が減っているということと、対象になっている都道府県が多かったということで、小型魚につきましては18道府県に11.5トンの配分、

大型魚につきましては24道県に1県当たり1.3トンの配分ということでございました。

その結果を整理したものが次のページ、10ページ、スライドの番号で言うと18ページというところで管理区分ごとの数字を示しております。

4月26日付けで令和3管理年度の未利用分の繰越し・追加配分と、また後ほど御報告しますが、第1回の融通というものを併せて変更しております。このときに私どものミスで数字を間違えて配分していたところがございますので、この右側、小型魚につきましては「5月中一部変更」と記載しておりますが、これについては5月20日付けで変更して、公表済みでございます。

そのほかは3月の資源管理分科会で御説明したとおりの配分でございます。11ページの下段、21というスライドですけれども、ここは3月の時点では大中まき漁業の中での日本海海区、その他海区ということでお示ししておりましたが、令和4管理年度においては総量管理を行う区分、漁獲割当てにより管理を行う区分ということで、日本海の海区の未利用分につきましては、漁獲割当て管理区分の未利用分とみなして、それに基づき按分した比率で繰越しを行っております。

これが繰越し・追加配分についてでございます。14ページ、スライド27以降が先ほどちょっと申し上げました令和4管理年度の第1回目の配分量融通の結果の御報告でございます。これにつきましては3月に調査を実施いたしまして、交換が成立したものでございます。

4月26日付けで大中小型まき網漁業と北海道、青森県、新潟県、石川県、福岡県の間で小型魚、大型魚の交換ということで成立しております。

次にまいります。資料10-2でございます。ページで言いますと、19ページを御覧ください。

順番が逆になってしまいましたが、これは令和3管理年度についてでございます。

前回の資源管理分科会において報告した後、その後の3月中の融通についての御報告でございます。

第7回融通ということで令和4年2月に調査を行いまして、その結果としまして、青森県、宮城県の小型魚と、新潟県、三重県の大型魚の交換。

また、青森県、宮城県の小型魚と、千葉県、京都府、和歌山県、山口県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、ここは小型魚の譲渡ですね。大型魚につきましては、青森県、宮城県から、千葉県、東京都、静岡県、京都府、和歌山県、島根県、山口県、高知

県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県へ譲渡ということで、融通が成立しております。

その後も2回ほど融通が成立しておりまして、3月18日付けで愛媛県の大型魚3.0トン宮崎県へ、3月25日付けで新潟県の小型魚3.0トン石川県へという譲渡が成立しております。

クロマグロにつきましては、以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について何か御質問、御意見等ございましたら、発言をよろしく願います。

三浦委員、どうぞ。

○三浦委員 迅速な追加配分ですとか漁獲枠の融通の実施について、水産庁さんには、本当に親身になって実施いただいていると感じております。

そうした中、説明にありましたとおり消化率のメリットや漁獲枠の交換、譲渡メリットの導入等、様々なことをしながら管理をしていただいておりますが、特に沿岸での来遊状況は毎年異なり、目の前にいるのに獲れない、入網したマグロを全量逃がさなきゃいけないという状況もあります。しかしながら、結果として、枠は余っているという状況を繰り返しており、配分がもっともっとうまくいくような形を考えられないかということが一つございます。

漁獲枠を余らせることがないよう、融通や調整はもちろんのこと、引き続き管理手法について一層知恵を絞りながらやっていただきたいということでございます。

沿岸漁業者では、管理について不満がたまっているわけです。皆、こっちに来るかもしれないと思って漁獲枠を保持していますが、想定と異なり別の場所に来遊した際、漁獲枠があれば、しっかりとマグロ資源が使えるにもかかわらず、その時点で漁獲枠がなければ、うまく機能していないということになりますので、検討をお願いしたいという意見です。

○田中分科会長 御意見を承ったということで。

もともと最初は全国区で融通し合う制度というのがあったんだけど、某社が独り占めしてしまって、なくなっちゃったと、そういう経緯がございまして。

○三浦委員 そんなのもあったんですか。

○田中分科会長 全国で共通枠ということで、それでやりくりすれば、うまくうちの分をお宅にというふうにできたんだけど、某社が全部獲っちゃったんで、独占してしまっ

た。

要するに、貸し借りじゃないけれども、そういうのを事前に作っておけば、ルール。あるいは、平等負担とか実績配分とか。収入についても何か事前に約束しておけばよかったんだけど、それがないままにスタートしたら、そういうことになってしまった。

○三浦委員 もう一步、知恵出しが必要なのかなと。

○田中分科会長 そうなんです。あと協力体制ができないと、なかなか難しいんですね。

○三浦委員 そうですね。

○田中分科会長 だから、定置なんで変動が大きいのですけれども、数を合わせれば、どんどん変動の幅は小さくなるわけです。ねっ。だから、それができれば一番いいんだけど、なかなか自分のところだけ獲りたいと思う人が多いと、なかなかうまくいかないということなんですよ。

どうぞ。

○資源管理部長 今の話を補足いたしますと、定置の全国枠というか、いろいろ最初はブロック枠みたいなことから入って、各県の沿岸の。定置はブロックだけじゃしんどいかなということから全国枠みたいな形も取ったんですけれども、今会長から話がありましたように、一部の県で非常に大量に獲ってしまったものですから、結局、要するにほかの地域、あるいはほかの漁業で調整するといいますか、吸収することができないぐらい獲っちゃったみたいな話がありまして、責任の大きさというか、単位とですね、みたいのを大きくすると多分当事者意識が薄れて、小さくすると当事者意識は出るんですけれども、管理という意味では不都合が生じ——不都合というか、何かやりにくい部分が出るという、そういうその兼ね合いの難しさというものがもろに出てしまったということだと思っております。

そういう中で、今三浦委員からありましたように、融通をいかに円滑にするかということで、してもらったところにはメリット措置が出るようなやり方というものをやって、それで頻繁に融通をすることで、できるだけ枠をうまく使えるようにするということができてきたということです。

それで、あと確かに沿岸の方は細かく配分を分けてしまいますので、それを守ろうと思うと死に枠が出やすいという部分があるんですが、逆に今そういう死に枠がある意味、繰越枠との関係でうまく使えている部分もありまして、一定の数量があった方が17%までの繰越しが今できるので、国際的に。そうすると、その部分が翌年の頭の数字が大きくなるという効果が正しく今あるんです。それを享受しているものですから、なかなか本当の意

味で使い切ってしまうと、逆に言うと、その17%なくなっちゃうので、翌年の数字が小さく、多分配分を受けた方は受け止める可能性もあって、そうすると窮屈な感じに受け止めると、また管理しにくいみたいな話になるので、正しくここは我々の方も知恵の出どころ、あるいは皆さんといかに意思疎通を円滑にするかという、そういうことだと思っておりますので、そういった意味で何か間に入って、大変かもしれませんが、うまく翻訳をしていただいたりしていただけると有り難いと思いますし、何か知恵があったら、またアドバイスいただければと思いますので、是非よろしくお願いします。

○田中分科会長 仲介者がいるということなんです、多分。個々の漁業者を取り持つ人がいればうまくいくんですけども。水産庁だけじゃなかなかできないので。関係漁業団体の御協力をよろしくお願ひしたいということだと思います。

ほかはよろしいですか。

川越委員、どうぞ。

○川越特別委員 今の三浦委員の言われたとおりで、私も先月、ちょっと富山の定置網の方に、ホタルイカの方の視察で行ったものですが、ホタルイカは全く入らず、スルメイカとサバが大漁であったと。2日間ちょっと乗って見たんですが、いわゆるヨコワ、マグロの小型魚ですね。そういうものが入るんですね、はっきり言って。皆さん苦慮しております。1日、そこの県の枠、1日の漁獲量を設定してやっていますよね、200キロかな。それ以上のものが入ると、やはり放流しております。だけど、なかなかそこに苦慮しているという中で、いろいろ話を聞けば、日本海側の定置網、今シーズンは早くからマグロが見えて入っているということで、皆さん大変苦慮しております。はっきり言って同業者として、まあ、言い方は悪いですが、もったいないなど。いや、本当にもったいないですよ、はっきり言って。だから、何のための資源管理かという話にまたなってくるんですよ、はっきり言って。みすみす、待ちに待って網を構えて入ってきたものをみすみす逃がしてしまうというようなところ。逃がすのにマグロだけは逃げない。ほかの魚も逃がしてしまうというようなことで、本当に皆さん苦慮しております。

そういう中で、このクロマグロのTAC配分がこうやってやってきた中で、今現場をもう少し調査をしてほしい。ここ1年、2年、3年進む中で。

それでもう一つ、更なるその、今三浦委員の言われるとおり、沿岸定置なんかの配分についてのもう少し見直しを、有効利用ができるようなやり方を考えてほしいと。今の説明で、繰越分が17%付くからという話を聞けば、残せば残すほど次の次年度、次年度はた

まっっていくのかなと、多くなるのかなというような、こちらも見解は示しましたがけれども。だけど、何回も言うようなもので、来年のこと、再来年のことを言われたって、漁業者はその年に水揚げ揚がらぬかったら経営的に成り立たないものですから、はっきり言って。そういう実態を踏まえた中に、今の三浦委員の発言はそうなんだと思いますので、しっかりここ1年、2年の現場調査だけはしっかりやっていただきたい。

一つの不満があるんですわね。こういう意見もありました。水産庁は「今年はこの県はこれだけですよ」と。ただ、「それ以上入ったらどうするのですか」と言ったら、「いや、それはそちらで考えてください」という。そういう指導はちょっとおかしいんじゃないかなと。やはり水産庁がしっかりしたいろいろなもの、対策だとか提案をして指導するべきじゃないのかなと。ただ数字は決めて、これ守りなさい。たくさん入ったらどうするの。いや、それはもうそちらで考えてやってくださいというような、そういう説明があったということで、やはりそれはちょっとおかしいんじゃないかなと。もう少し漁業者に親身になって、そういう対策の方も、水産庁ができる指導をするべきじゃないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○田中分科会長 いいですか。では、対策を御検討いただくということで。

ほかに本件について何かございますでしょうか。

○三浦委員 では、ちょっと追加で。

○田中分科会長 では、追加ということで三浦委員、どうぞ。

○三浦委員 先ほど藤田部長から繰越枠等の話もありました。たしかに、国全体で見れば、そういうメリットがあるということだと思いますが、漁業者一人一人からすれば使うべき枠が使えなかったという、また違う問題として受け止められてる可能性があります。漁業者一人一人に親身になりながら対策等々を考えていかないと先に進まないんだろうと思いますので、知恵を絞りながら、沖合、沿岸も含めた調整や対策をお願いしたいということ再度発言させていただきます。

○田中分科会長 いずれにせよ、枠の貸し借りというか、大きな単位での調整がないとなかなか難しいんだろう。

○三浦委員 それも承知しているんですけどね。

○田中分科会長 協力体制ができれば、もっと有効には使えるんだろうというふうには思いますけれども。

川越委員、どうぞ。

○川越特別委員 このクロマグロの融通だとかいうことで、今年のTAC設定の中で、直近3か年の漁獲実績を評価の下でこういう算出が出たという中で、大目流しの方なんですけれども、少しちょっと違うんじゃないかというのは、私もよく分からないんですけども、融通をされて漁獲実績がその年、そこの割当てが少なくなりますよね。そういうものは評価されないんですか、漁獲実績として。減る中で融通付けて、いわゆる吸収、東シナ海の方のものを三陸沖の方に融通かけたという中で、そういうことは、減った分のもは何も直近3か年の漁獲データとしての実績にはならないんですか。

○田中分科会長 これ計算式がありますよね。融通した分は考慮されているんじゃないの。

○資源管理推進室長 今川越委員からお話があったのは、大目流しの業界の自主的な取り組みの中での東シナ海と三陸での融通という話だと思うんですけども、その融通した分、実績ではカウントするということで考えていると聞いておりますので、そこは大丈夫かと思えます。

○川越特別委員 そのとき、現地に来られた水産庁の方が、その答弁がなかったということで物すごく憤慨していましたので、再度また御丁寧な説明をしてやってください。私もそういうことないはずだと思うんだけど、「その点については分かりません」みたいなことを言われたらしいですから、よろしくお願いします。

○田中分科会長 では、次の機会に丁寧に説明していただくということで。

ほかはよろしいですか。

では、なければ、次の報告事項に移りたいと思います。

次は、国の留保からの配分等についてということで、担当より御説明をよろしく申し上げます。

○資源管理推進室長 資料の11を御覧ください。

これはTACの配分の変更のうち、事前に方法について資源管理分科会にお諮りして御了解いただいたものについて、その事後報告ということで対応させていただいているものでございます。

そのような取扱いとさせていただいているものが資料の1ページ、(1)から(6)までございますが、前回の資源管理分科会以降、このような形でやらせていただいているもので、配分の変更を行ったものが二つございました。

この1ページで言いますと、(1)のまいわしの、いわゆる「75%ルール」のものと、(4)まさば及びごまさば太平洋系群の大中型まき網漁業のIQによる管理を行っている

区分の未利用分からの国への留保及び総量管理区分への変更ということでございます。

具体的には2ページに記載しております。まいわし対馬暖流系群につきまして、本年4月11日に留保からの配分ということで島根県に1万4,550トン配分しております。

まさば及びごまさば太平洋系群につきましては、今年の3月末までのIQによる管理区分の未利用分につきまして、4月15日付けで16万3,055トンを総量管理の区分へ、3万1,000トンを国の留保へ繰入れということで変更いたしております。

以上でございます。

○田中分科会長 これも決まったことの報告事項ということですが、何か御質問等ございますでしょうか。ウェブもないと。

ということで、それでは次に進めさせていただきます。

続きまして、漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○管理調整課長 資料の12を御用意ください。

本事業につきましては、今回、大中まき網の2件のプロジェクトが終了いたしまして、本許可に移行することとしていますので、状況を御報告します。

1ページ目の上でございます。

大中まきの合理化といたしましては、隻数を減らしてコストを削減する一方、安全性や居住性の向上のために網船を大型化することによって漁獲能力を増やさずに経営の安定を図るような取組を行っているところでございます。

下でございます。実証につきましては海区ごとに沿岸漁業に配慮しながら実施をしております。各まき網の操業につきましては海域ごとに異なりますので、海域に応じた取組状況を踏まえて本許可に移行しているところでございます。その際、許可の取扱方針に基づきまして、漁獲が増大しないことなどを確認した上で、許可への移行を行っているところでございます。

次のページをおめくりください。

上の表ですが、二十八野村丸船団の取組状況でございます。この船団につきましては、主に東海黄海でアジ、サバ、イワシなどを漁獲しております。

上の表にありますように、329トンの網船を導入いたしまして、一方で運搬船と火船をそれぞれ1隻ずつ減らし、5隻から3隻体制としてございます。

その下の表は漁獲量について他船団との比較ということで、他船団の平均を100とした

場合のこの野村丸の水揚げ状況でございます。

実証後につきましては漁獲は増大しておらず、資源的には問題ないということではございますが、一方で収益性につきましては船団規模を縮小したことによってコストの削減ができた一方、運搬船が不在のときの水揚げ作業を小型の作業船で行わなくてはならないということから、しけへの対応が十分にできないということから水揚げが落ち込んでおりまして、収益性の改善には至っておりませんでした。ただし、3年目につきましては、操業の工夫によりまして水揚げの改善が見られており、今後本許可に移行した際におきましても、引き続き操業改善を行っていくものと承知してございます。

その下の表でございます。こちらは、第二十一きんせい丸船団の状況でございます。

この船団は、北太平洋海区でアジやサバ、イワシなどの操業を行ってございます。199トンの網船を入れまして、探索船を減らして、3隻から2隻の体制として操業を行ってございます。

下の漁獲量につきましても、実証前に比べて漁獲は増大をしていません。収益性についても、船団規模の縮小によりコストが抑えられまして、償却前利益の確保ができていますところでございます。

この2船団につきましては許可の取扱方針に基づきまして、試験操業終了後、この二十八野村丸については本年4月15日に本許可に移行しております。第二十一きんせい丸につきましては、本年5月31日に試験操業が終了する予定となっております。

以前より御説明してありますとおり、この構造改革の取組につきましては、今後とも透明性のある形で進め、沿岸漁業にも十分配慮しながら実施してまいりたいと考えてございます。

次のページ以降は、もうかる漁業の実施状況について参考までにお付けしております。

報告は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

では私の方から。野村丸、最初獲れなかったのは、新しい船で慣れていなかったからということでしょうか。大体1年ぐらい船の操船に慣れるまで掛かるじゃないですか、乗組員とか。出入港から始まって。

○管理調整課長 当然操業パターンが変わるので、そういった慣れですね。習熟度がなかなか上がらなかったということもございますし、あと先ほど申し上げたように、なかなか

しけで、これまで裏こぎに火船を使っていたのが、それが使えなくなったということから、しけの中では小さな伝馬船を使うということで、ちょっとしけへの対応が十分できなかったということから水揚げが落ちましたが、現在、網船への漁獲、水揚げをやることによって運搬船をなるべく漁場にいさせるような形で操業の工夫を行っているというふうに承知しています。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

特になければ、次の議題に移りたいと思います。

次は、外国人による遊漁（ひき縄づり）についてということで、担当の事務局より説明をよろしくお願いいたします。

○漁業取締課長 漁業取締課長の高屋でございます。

お手元の資料13に沿って説明させていただきます。

最初に、この2のところにもちょっと書いておりますけれども、マリンレジャーとしての釣りというのが非常に多様化する中で、スポーツフィッシングとしての遊漁、いわゆるひき縄、トローリングが普及しておりまして、幾つかの都道府県、今現在八つほどあるんですけれども、都道府県でこの遊漁、「トローリング」が可能となってきております。

他方で、こうした状況を受けまして、近年は外国人の観光客を誘致したトローリング大会をやってみたいというふうな要望の方も出てきておりまして、これについてというのが今回の話でございます。

最初の「現行制度の概要」というところなんですけれども、水産動植物の採捕ですけれども、遊漁者、非漁民の水産動植物の採捕につきましては、一般的に漁業調整規則で遊漁者が行える漁具漁法というものを制限しておりまして、一般的には、さおづり、手づり、たも網等がその許可されているものということになっております。ただ、ここは自由になっていても、海区漁業調整委員会指示で別途細かく遊漁に関する制限を設けている事例というものもあります。この中に昨今、ひき縄づり、トローリングというものが入っているところがあるということでございます。

一方で、外国人に関しましては、ここではなくて、領海、内水では国内制度の上に外国人漁業の規制に関する法律、そして排他的経済水域では、漁業主権法でもって漁具漁法等を定めておりまして、具体的な内容といたしましては、外規法施行規則及び漁業主権法施行規則において、さおづり、手づり、たも網等に限定しているという状況でございます。

このような状況の中で、漁業と一貫性のある資源管理を目指していくという、この考え方に基つきまして、漁業調整上の支障がないという範囲において遊漁が行われるということは非常に地域の振興にとって有益だろうということもありまして、関係者との調整が整うことを前提に日本人の遊漁者のトローリングが認められる地域において、その要望、実情に応じた形で海域なんかをきちんと指定して、外国人の遊漁者によるトローリングを可能とするというふうな制度の改正を現在検討しているところでございまして、それをまた進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○田中分科会長 それでは、ただいまの説明について何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

堀内委員。

○堀内委員 堀内です。

外国人の遊漁によるトローリングには別段反対意見はありません。ここで魚種ですね。主な魚種、これを教えていただきたい。

○漁業取締課長 基本的に要望として上がってくるのは、やはりカジキマグロ。カジキのトローリングというのがやはり多くて、最初の冒頭にも申し上げましたけれども、関係者の調整が整って、日本人の遊漁者と同じようになるということになりますと、大体その辺が。あと人気もやはりカジキにあるようで、そちらの方が多いようです。

○堀内委員 私もそうだと思います。ですが、これトローリングですよ。クロマグロも関係してくると思います。トローリングを外国人の方に許可するのであれば、これカジキマグロだけではなくて、私の観点からするとクロマグロの方が多いと思います。ですので、きちんと遊漁の外国人の方に対してもクロマグロをきちんとカウントして、遊漁の枠の中で収めていただきたい。そうでなければ、これクロマグロに関してですと、貴重な留保の枠の中から算出するということになるので、その辺はきちんと説明して、各地域から要望が上がっているのであれば、今八つの地域と伺いましたが、その地域にもきちんとした説明、クロマグロ資源管理に際してもきちんとしたルールを水産庁の方から示していただきたいと思います。

○漁業取締課長 貴重な御意見をありがとうございます。現在、遊漁者が行っているトローリング大会の方でも正に同じような議論もございまして、現在、遊漁の規制を解除すると同時に、盛んな地域では海区調整委員会指示で規制をして、承認制を取るというような

ところが多くなっておりまして、魚種の指定とか、それから報告等をしっかり義務付けて管理しておりますので、外国人についても同じような扱いと、解除すれば同じ扱いということを考えております。

○田中分科会長 よろしいですか。

○堀内委員 はい。

○田中分科会長 そうですね。この際だから、これを利用してマリーナも巻き込んで、遊漁の管理組織を作れるようになればいいなというふうに思います。クロマグロはちょうどいい核になるというか、と思いますので。

ほかにございますでしょうか。

○川越特別委員 この八つの都道府県を教えてください。

○漁業取締課長 東京、静岡、愛知、和歌山、滋賀、長崎、沖縄で、茨城が今年の6月からということになります。ただ、ほとんどの県が委員会承認とか、そういう形での追加規制を行っているところが多いです。

○田中分科会長 よろしいですか。どっちみち、カジキもクロマグロも領海内で獲ったら日本の漁獲になっちゃうから、外国人が獲っても。

よろしいですか。ウェブもよろしいですか。

ありがとうございます。それでは、大分時間も押してきましたが、特になければ、その他に移りたいと思いますが、何かございますでしょうか。皆様から御発言。よろしいですか。

ないようであれば、次回会合の日程について、事務局から案内をよろしく願いいたします。

○管理調整課長 次回の会合の具体的な日程についてはまだ決まっておりませんが、今後必要が生じた場合に開催することとし、御連絡を差し上げたいと思っています。日程につきましては後日、また事務局の方から調整させていただきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日予定しておりました議事については、これで全て終了といたします。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

長時間にわたり御審議いただき、大変お疲れさまでした。御協力ありがとうございました。